

令和5年9月14日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年9月14日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

お早うございます。

ご一同様、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席をお願いします。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、兼若 幸一 君・14番、尾崎 忠義 君をお願いを致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問は、公立中学校の部活動の地域移行についてであります。

公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる「地域移行」が、2023年度から段階的に始まります。

政府は、25年度までの3年間は「改革集中期間」と位置づけて移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すとしています。

部活動のあり方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけでなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら、丁寧に進める必要があると思います。

地域移行が求められる背景の一つに教員の長時間労働が深刻化しており、働き方改革が求められております。

このほか少子化に伴う部員の減少により、学校ごとの部活運営が困難になりつつあるという現状も地域移行の必要性を高める要因であると考えます。

部活動にはスポーツや文化活動を通じて子供たちの健やかな成長を促すという役割がありますが、地域移行には解決すべき課題も多いと思います。

そこでお尋ねを致します。1点目、受け皿となる適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのかについて、ご答弁をよろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の受け皿となる適切な民間団体や外部指導者の確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、令和4年6月6日に国において運動部活動の地域移行に関する検討会議から提言を受け、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途に実施することの目標が定められました。

しかしながら、地域の多様な事情への配慮を求める意見を受け、開始時期や方法については、地域の実情に合わせるよう変更になっています。県においては、令和4年度に担当者会、部活動の地域移行推進準備委員会が開催され、本年度に香川県中学校部活動地域移行等推進協議会が設立され、現在、各市町の担当者によりワーキンググループでの情報交換等が行われています。本町においては、国の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員としての外部指導者を増員することで教員の負担軽減を図りたいと考えており、他市町で設立されている協議会等を当町でも設立することを検討しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどの教育長のご答弁の中から何点かについて質問をさせていただきたいと思えます。

一つ目は、本町においても担当者により、ワーキンググループを今、情報交換が行われておりますとご答弁をなさいました。情報交換の中の内容なんか、もし、差し支えなかったら、内容をお示し頂きたいと存じます。お願い致します。

教育長（三木 信行）

再質問に、答弁をさせていただきます。

ワーキンググループでの情報交換ということですので、県の方に各市町の担当者が集まって、今、どのような進捗状況でどのような取組をしているのかという風な情報交換を行っております。それに基づいて、これから多度津町としてどうしていくのかという辺りを参考にしております。例えば、地域のクラブを設立するという事はなかなか難しく、それは、どこもなかなか出来てない状況があります。現実的には、各学校の部活動に外部の指導者を招いてというような辺りで、そこを例えば、どこが担うのか。例えば指導者を派遣するためのそういった事務局を作って、それはどこが持つのかという辺りが色々出ているという風に聞いています。例えば教育委員会の教育総務課のようなどころなのか、あるいは、生涯学習課のようなどころなのか。あるいは、また別のところの第三者のところに委託するのか。そういったところが話し合われたりしています。あと三豊市辺りは、大きな動きで、コ

ンサルもしているとか、それは聞いておりますが、我々、学校というところを見た時に、どれが1番現実的に効果があるのかなという辺りを今、考えています。学校の中には、多くの先生たちは、例えば日曜日に出るのは厳しいという風な気持ちはあると思います。ただ、一方でやっぱりこう部活動やりたいという方もおいでるので、そのようなところをどう活用していくのかっていうことを考えているところがあります。そういった情報交換を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々質問です。本町では外部指導員は、何名いらっしゃいますか。

よろしくご答弁をお願い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町の部活動の外部指導員について2名、配置してございます。いずれもサッカー部の方に配属しております。以上、答弁とさせていただきます。済みません。失礼致しました。部活動指導員を2名、サッカーの方に。部活動指導員ですので、よろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

部活動指導員が2名というのが、サッカーで指導をされておるということが分かりました。多中の中で、今はサッカーだけが指導員を置いての現状であるということでもよろしいでしょうか。確認です。お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

従前の議会の中でも答弁をさせて頂いたんですが、部活動指導員という国の制度を活用して、いわゆる手当をお支払いしているという方が、サッカー部で2名おります。かつては陸上部に1名おったんですけれどもそういう事態があって、部活動の外部から支援を頂いている方は、運動部で今現在15名いらっしゃいます。その方は手当等は支払っていないという形で、ただ割とフレキシブルに入って頂いているということがあって、例えば試合の時にコーチとして行く時には、コーチ証というのが要りますので、それはそういったコーチ証を発行するということがあります。そういうことを含めた方が、全体で15名ということ。それからその中には少林寺拳法とかレスリング部とか、外部に委託している部活があって、そういうのは中体連に入っていないので、そういったコーチの方には外部指導者証というのは、発行はしておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほど教育長が申されてました話の中で触れましたように、今日の14日付けの四国新聞に、朝、ラジオ聞いてますと、そういうニュースが流れてきて、急いで切り抜いてまいりまして、やはりここでも言われておるように、やはり人材確保とか財

源の確保とか、そういったことがやっぱり難しいと。この記事を読んで、今後やっぱり、人材とそれから財源確保が大事やなって、このように、この記事を読んで、感想を持ちました。それでは、続きまして2点目の質問に入ります。

2点目は部活動の事故について誰が責任を持つのか、ご答弁よろしくお願い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の部活動の事故について誰が責任を持つのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

国が地域移行をするための一例としている地域クラブを設立し、休日に地域クラブで活動している際の事故については、その地域クラブが責任を持つことになると思います。ただし、現在のところ、本町では新たに地域クラブを設立することはなく、部活動として活動することを想定しておりますので、今までの中学校の部活動と同様となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問致します。先ほどのご答弁の中より、今後も今までの中学校の部活動と同様になりますということを受けまして、じゃあ今までクラブ活動をずっとやっておりますけれども、何か問題点があったんでしょうか。ご答弁よろしくお願致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

部活動の何か問題点というのは事故に関してということですかね。まず部活動の事故について言いますと、これまで問題があったかどうかは部活動なので、怪我をすることもあります。そういったことは保険がありまして、スポーツ振興会の保険って、もう通常今まで、それで対応しています。この形の学校でけがをしたと同じようなことで、治療費にプラスアルファとして、通院費等で4割支給ということになっています。今、ちょっと問題になっているのが、地域クラブという新しいクラブを移行した時に、さらなる保険に入会する必要があるのではないのか辺りが国としては今問題になっていて、それは保護者の負担になったり二重になるのではないかと。要するに学校体育において、体育の時間に怪我をすると当然その今までのスポーツ振興センターの中で保険をする訳で、他にクラブとして怪我をすると新たな保険に加入しなくてはならないかっていう辺りが課題になっていて、そこをどういう風に調整をしていくのかっていう辺りが、一つ問題になっているところです。それからお金の問題につきましては、今後、地域クラブにあったとしても、あるいは教育委員会とか市町の自治体の方で、責任を持って新しく、例えば、部活動指導員を任用したいという予算につきましては国が3分の1、県が3分の1、それから自治体が3分の1というような形で進んでおりました。この予算については、当初前倒

しということもあったんですけども、先ほど課長の方が答弁しましたように、地域の実態に合わせということに併せて、その辺りの予算もちょっと先送りになっていて、やや不透明な感じが出ております。その辺りは今、課題かなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

3点目の質問を致します。民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担のあり方について質問を致します。ご答弁よろしくお願い致します

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担の在り方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先に答弁させて頂いたとおり、現在は国の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員を任用すること想定しています。国の部活動指導員配置促進事業においては、補助対象経費として指導員の時給の上限を1,600円となっており、補助率は国が3分の1、県が3分の1。よって、1,600円を上限とし、今後適正な金額を設定していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次、4点目の質問に入ります。4点目は、平成29年に学校教育法で制度化された部活動指導員の導入及び配置について現状をお伺い致します。先ほどのご答弁と重なりますけれども、改めてお伺い致します。よろしくお願ひします。

教育総務課長（竹田 光芳）

隅岡議員の平成29年に学校教育法で制度化された部活動指導員の導入及び配置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成29年3月14日に学校教育法第142条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部が改められ、部活動指導員の条文が新設されました。それを受け、平成30年5月7日に部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱が制定されました。

本町では、令和元年度より活用し、サッカー部において2名の部活動指導員を任用しています。

ただし、令和4年度より一部補助要件が満たさなかったため、部活動指導員配置促進事業は活用せず、引き続き町単独で任用を続けております。

次年度以降につきましては、補助要件を確認した上で、部活動指導員配置促進事業を活用したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々質問を行います。これ部活動を地域移行にするとすると、今現在は、中学校の先生が放課後にクラブの顧問となってる方が多いんでないかなって推察を致しますが、平均時間というのは、やはり通常の勤務時間プラス放課後、クラブに顧問と

して部活動をするという時間がプラスされますので、なかなか先生におかれましても、土日の活動も担当しますとやはり、業務負担が非常に大きいことが分かります。で、今現在、先生方は通常時間の勤務以外に部活動に要する時間っていうのは、何時間ぐらい、費やしておるのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

部活動を受け持っている先生方がどの程度、部活動に関わっているかということなんですが、本町は1中学校なので、常にその辺りは、学校ノートをいつも情報は共有しているところであります。かつては、何時間とかなかったんですけど部活動のガイドラインっていうのが定められておりまして、平日は5日のうちに1日は休みと。土・日の方は特別なものない限りどちらかを休みにしてと。休日であれば3時間程度の活動という風なことでなっています。平日であれば2時間以内というような形になっています。勤務時間以外に、どのぐらい活動してるのかっていうと、平日でありますと学校は終わってからになります。60分とか90分辺りになるんですが、多度津中学校では、今年度から時間割を工夫をしまして、終わりの時間を学校の子どもが帰りの会を終わる時間を少し早めを取っているために、恐らく勤務時間から4時30分、終了後からいうと1時間程度、部活動している方は、その程度は勤務時間から後に活動はしてると思います。1時間半ということもあると思います。一部。それから休日の方は、手元に資料があるんですが、出して頂いたのでは、土曜日・日曜日どちらかで、150分辺りが多いです。2時間30分ということです。ただ、この数字は準備とかそういうことを含んでるのかどうかという課題もあるんですけども、おおむね多くても3時間以内という形になっています。休日の方は、部活動指導手当というものが出ておりますから、私の印象としましては、やっぱり働き方改革ということで先生方の負担は軽減していくということなんですが、部活動ガイドラインというのは守られたり、指導員とか外部指導者を色々手当てをすることによって、かつてに比べれば、かなり改善されているところはあると思います。私自身、多度津中学校のそばに自宅があるものですから、土曜日・日曜日の部活動を見ておりますと、土曜日の11時半から12時ぐらいになると、もう外の部活等は、ほぼ引揚げていて、日曜日はもう何もしないという、ややちょっともったいないという状況が生じておりますが、その辺りは、少しずつ改善はされているという風には認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変詳細なご答弁を頂きまして、有難うございました。よく分かりました。色々私も考えて、いろいろ教員側としては、今申されてましたように授業準備やその他の業務に充てる時間を増やしたり、残業時間を減らしたり出来る。またプライベート時間を充実させることが出来る。また、経験のない競技を受け持つことがな

くなりストレスや負担が軽減する。教員業務のスリム化という教員側にはそういったメリットがあるんじゃないかなって、このように思いました。また、今後、地域移行になりますと、やはり会場費とか指導料また施設の利用率など、家庭の経済的な負担も今後、出るのではないかなってこのように懸念をしております。

それでは、5点目の質問に入ります。部活動の地域移行をどのように推進していくのか、町のお考えをお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の部活動の地域移行をどのように推進していくのか、町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、まずは国の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員としての外部指導者を増員することで教員の負担軽減を図りながら、先に答弁したとおり、協議会等を設立した上で本町の部活動について、あるべき姿を考えてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどの教育長の私が質問したいなと思っておくことも教育長のご答弁の中から一部触れましたように、今後、地域移行を誰がどう進めていくか手掛けていくのかってというのが、私も同じ意見で重要となると考えております。部活動の地域移行があちらこちらの自治体で始まるのは、もうすぐだと私は思っております。生徒たちの持続可能な活動にしていくために、学校、保護者、地域の協力の連携が必要となっておりまして。この改革が、生徒たちにとって、また、教員にとってもより良いものになりますように、今後、多度津町の地域移行に対する推進を後押しして、また、しっかりと頑張るようになってほしいし、期待もしていきたいと、このように感じております。以上で11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

1. 消防本部の運用について。2. まちのコイン「どつつ」について、一問一答方式でよろしくお願い致します。

消防本部の運用について、消防職員は、地域の住民を火災や事故、災害などから守る役目を担っており、勤務は激務で危険が身近にある職業であると考えております。

年々救急件数は増加しており、総務省において令和4年には全国で700万件以上の救急車の利用があったと公表しております。また、新型コロナウイルス感染症の感

染症患者の対応で医療機関は逼迫し、救急患者の受入れが可能な医療機関を探すために時間を要するなど救急搬送困難事案が多く発生していました。救急搬送困難事案とは、病院の問合せ件数が4件以上、かつ、現場滞在時間が30分以上のことです。さらに、医療従事者や救急隊に多くの負担が発生したことは周知の事実であります。

本町においても例外ではなく、救急搬送困難事案の多発や職員とその家族に感染症が多発する状況下において、救急出動増加により勤務人員を確保する体制をとることがかなり難しく、職員の負担が大きかったのではないのでしょうか。

そこで質問致します。1. 本町において、増加する救急出動や新型コロナウイルス感染症対策の感染者に対応するため、どのような体制をとって運用していたのかお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の本町において、増加する救急出動や新型コロナウイルス感染症の感染者に対応するため、どのような体制をとっているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防本部では、2隊の救急隊を運用しております。ここ10年間は、年間救急出動件数が1,000件前後を推移し、昨年は1,020件となりました。そして、今年は、昨年の同時期を100件ほど上回る出動状況となっており、出動件数及び搬送困難事案等による活動時間の増加により重複救急出動が増加し、出動により不足する人員を非番職員の招集で対応しております。

次に、新型コロナウイルス感染症への救急隊の感染対策として、第5類への移行後も第2類同様に感染防止衣の上下着用、N95マスク、ゴーグル、手袋を着用して出動し、救急患者及び救急隊員の感染防護対策を行っております。なお、救急出動帰署後は、車内の消毒、アルコールでの拭き上げ等を行い、次の出動に備えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。先ほどの答弁にございました重複救急出動件数及び昨年との比較をよろしくお願い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の重複救急出動件数及び昨年との比較についての再質問に答弁をさせていただきます。

今年8月末日までの重複救急出動件数は748件中119件となり、昨年の71件から48件の増加となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再々質問させていただきます。重複救急出動によって非番職員が招集されております。救急における非番職員の現状は、回数と人数をお願い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の救急における非番職員の現状について、その再々質問に答弁させていただきます。

今年8月末日までの非番職員の招集回数は、重複救急出動件数の119回となり、非番職員の招集延べ人数は244名でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。熱中症及び新型コロナウイルス感染症対策の緊急事情についてお伺い致します。

比較的過ごしやすい日の多かった昨年とは異なり、今年は最高気温が35度を超える猛暑日が7月に入ってから各地で相次ぎ、現在も気温は高く、下がる気配を感じない状況が続いております。また新型コロナウイルス感染症対策の感染者におきましても厚生労働省において、令和5年8月20日現在で、累計で約8万人以上の報告があると公表しております。2類感染症から5類に移行したとはいえ、医療従事者や救急隊にとっては大きな負担となっていると考えております。

そこで質問致します。本町における熱中症患者及び新型コロナウイルス感染症対策の救急出動件数について、疑いを含め、発生状況を昨年と比較を併せてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の本町における熱中症患者及び疑いを含む新型コロナウイルス感染症に伴う救急件数と昨年との発生状況の比較についての質問に答弁をさせていただきます。今年度8月末日までの熱中症疑いを含む救急搬送件数は39件で、昨年の22件と比べ、17件の増加となっております。また、今年度8月末日までの新型コロナウイルス感染症に伴う感染症疑いを含む救急出動については185件で、昨年の133件と比べ、52件の増加となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。

救急車の整備状況についてお伺い致します。本町におきましても多くの救急患者が発生し、毎日のように救急車を見かけることから、救急車の需要が多いと感じております。また、救急需要対策に関する検討会において、今後、高齢化の一層の進展や環境、生活様式の変化を背景として、より一層の救急需要の増加が見込まれると示されております。関係各所において、今後も継続的に対応策を検討する必要があるとともに対応策を実行することが必要だと考えております。

それでは質問致します。本町における現在の救急車の配備状況と今後における整備計画等をお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の本町における救急車の配備状況と今後における整備計画等についてのご

質問に答弁をさせていただきます。

本町には、平成20年式と平成29年式の2台の救急車を配備し、2隊の救急隊を運用して多度津管内の救急出動に対応しております。

次に整備計画ですが、救急車の更新予定は15年を目安とし、消防本部車両更新計画を基に、担当係で救急業務実施基準に基づき、仕様、艤装計画等を綿密に作成し、車両寄贈の申込みや有利な補助金、事業債を考慮して整備計画を立てております。なお、直近の更新予定は、平成20年式の救急2号車となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。15年目の目安という救急2号車の現状は、どのような状態でしょうか、お伺い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の救急2号車の現状についての再質問に答弁をさせていただきます。

救急2号車は、日産製の高規格救急車であります。平成20年3月14日に配備され、今年で15年目を迎える車両でございます。運用実績としましては、約8,000件の救急出動、約7,200時間活動し、およそ7,900名の救急患者を搬送し、現在も町民からの救急要請に第一線で活用しております。しかし、車両の医療資機材については日々日常点検整備を行っておりますが、経年劣化による故障や部品調達が困難な機材も出てきているため、毎月、先発出場車両のローテーションを行い、2台の救急車が偏りなく運用整備することで、救急車の安全運行に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。

救急件数の増加に伴う今後の対応について救急件数は年々増加傾向にある中、令和2年度の救急件数は一時的に減少しています。その理由として、新型コロナウイルス感染症対策の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛の呼びかけなどの啓発が関係していると考えております。つまり、救急件数増加の対策として、救急に対する知識の普及とソフト面の取組面もハード面の整備と同様に、円滑な救急活動に繋がるのではないかと感じております。

そこで質問します。現在の普及啓発活動と今後のソフト面の取組について、お伺い致します。

消防長（青木 孝一）

門議員の救急出動増加に対する普及啓発活動と今後のソフト面の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢化率の増加や住民の救急要求水準の高まりから、今後も救急要請は増加傾向になると考えております。しかし、限られた消防救急資源を適切に運用していくため

には、議員のおっしゃる住民への救急に対する知識の普及は安易な救急要請の減少に大きく関与すると思われま。コロナ禍にあった3年間は思うように各事業所への訓練指導等が出来ていなかったことを踏まえ、さらに普通救命講習や応急救護訓練指導等を行い、救急車の適正な利用を呼びかけ、本当に緊急に必要な方が救急車を利用出来るように啓発活動及び救急広報に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。消防の職員は、皆さんは目いっぱいの勤務状況だと思います。

救急対応は予告なく発生します。町長のよく言うお言葉で、町民の安心安全の最前線の現場だと思います。今後の職員数の見直しが必要だと考えています。今後のご検討をよろしくお願い致します。

次の質問に入ります。まちのコイン「どっつ」についてです。

まちのコイン「どっつ」は令和4年2月より運用が開始されており、約1年半が経ちました。私が昨年6月の定例議会で一般質問をしましたが、そのあとの経過について再度質問させていただきます。

本町でのまちのコイン「どっつ」のスタートは人と人が繋がる桜咲く町というテーマでスタートしました。担当の方の色々なイベントでのPR活動もたくさん目にしてきました。イベントでは、土・日・祝日に拘わらずPRイベントを盛り上げ奮闘されていました。頭の下がる思いです。大変ご苦勞様でした。しかし、私の周りを見ると、まだまだ浸透していないような気がします。「どっつ」の利用者は、町内や町外の人でも利用出来ます。多度津の輝き総合戦略にはまちのコイン「どっつ」について追加指標が出ていたと思います。

それでは質問に入ります。現在の利用者数、スポット数及び「どっつ」の利用状況が分かる数値をお示し下さい。よろしくお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員のまちのコイン「どっつ」の現在の利用者数、スポット数及び利用状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まちのコイン「どっつ」は、コミュニティ通貨と呼ばれるスマートフォンやタブレット端末で利用出来るアプリで、令和4年2月に導入致しました。利用者はボランティア活動や様々なお手伝いに参加することで、「どっつ」を受け取り、貯めた「どっつ」を使うことで、特別な体験等に参加することが出来ます。

議員ご質問のまちのコイン「どっつ」の利用者数等については、令和5年8月末現在の数値でご報告をさせていただきます。まず、利用者数につきましては1,177人です。次に、スポットと呼ばれる「どっつ」が利用出来る町内のお店、企業、団体等の数は62スポットです。最後に「どっつ」の利用状況と致しまして、ボランティア

活動への参加やお手伝いなど、もらう体験の累計利用回数は4,926回で、57万4,949「どっつ」が使われています。特別な体験等に参加することが出来る、あげる体験の累計利用回数は346回で、6万8,150「どっつ」が使われています。その他に、利用者やスポットに対して感謝の気持ちを込めて、「どっつ」を贈ることが出来る機能の利用回数は261回で、4万801「どっつ」が使われています。また、町からスポットへの「どっつ」の配布や利用者が各種条件を達した際に受け取れるボーナスなども含めた総流通量は、888万8,491「どっつ」となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。「どっつ」利用者の年代別が分かるか、お答え下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の利用者数の年代別内訳についての再質問に答弁をさせていただきます。

利用者数の年代別の内訳につきましては、アプリ登録時に生まれた年代を任意で選択して頂いております。例えば、1990年代で登録されますと24歳から33歳といった間で集計されることとなりますので、少し中途半端な年齢構成での報告となることをご了承下さい。また、利用者1,177人のうち、無回答であった475人を除いた702人の年代別の内訳となります。まず4歳から13歳が2人、14歳から23歳が63人、24歳から33歳が98人、34歳から43歳が156人、44歳から53歳が179人、54歳から63歳が102人、64歳から73歳が82人、74歳から83歳が16人、84歳から93歳が4人でございます。最も利用者の多い年代は44歳から53歳となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。もう少し若い世代が多いのかなと思ったんですけど、これからの課題として、またよろしくお願い致します。

次の質問に入ります。利用促進のために、ふだん力を入れていることを教えて下さい。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の利用促進のために、ふだん力を入れていることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

「どっつ」の利用促進のために、ふだん力を入れていることは、大きく2点あります。1点目が利用者の増加を図るために、利用方法や魅力が伝わるような情報発信及びイベントでの利用促進に力を入れています。情報発信につきましては、新スポットや新機能の情報、イベント情報などを町ホームページやSNS、アプリのお知らせ機能などで発信しております。イベントでの利用促進につきましては、議員のご質問にもありましたとおり、町が主催するイベントだけではなく、多度津商工産業フェアや第4土曜は本町デーなど、民間主催の町内イベント

でも利用して頂くとともに、「どっつ」自体のPRブースを用意して頂いた場合には、町担当職員が、アプリのインストールなどの支援などを行っております。2点目がスポット等の増加を図るために、町内の店舗、企業、団体等へ訪問や自治会に対しての出前講座での説明、スポット同士の意見交換会などを行っております。その中で、「どっつ」を利用する際の疑問点を聞き取り、解決策の共有や利用促進に繋がるような企画アイデアをご提案頂いております。また、まちのコインは、全国の他市町及び団体でも導入されておりますので、そういった他地域の方々と定期的にオンラインミーティングを行い、先進事例の共有なども行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。全国の参加団体で、まちのコインを導入しているのはどれくらいか。また、本町導入後、いくらぐらい増えたか、ご答弁お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員のまちのコインを導入している地域及び団体の増加状況についての再質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町が導入する前に既に導入していた地域及び団体数は15地域でございました。その後、本町を含めて8地域増加しているため、現在導入している地域及び団体数の合計は23地域となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。「どっつ」を利用することで、町としてはどのような目標を達成したいのか教えて下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の「どっつ」を利用することで達成したい目標についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町が「どっつ」を導入した目的は、地域内外の人やお店、団体同士の繋がりの強化や関係人口と呼ばれる定住には至らないものの特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々を創出し、本町に深く関わる人やファンが増えることにより、人口減少等による地域力の低下の改善やコロナでダメージを受けた地域経済や地域コミュニティを回復させることで、将来にわたって持続可能な町をつくるためでございます。「どっつ」は、その目的を達成するための手段の一つであると考えており、議員のご質問にもありますとおり第2期たどつの輝き創生総合戦略における数値目標であるKPIとして、利用者数を令和6年度末までに2,000人にすることを掲げております。引き続き、町内外の方々が、本町に関わるきっかけとして、「どっつ」を利用して頂けるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。

目標達成に向けた課題と今後予定している対応をお示し下さい。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の目標達成に向けた課題と今後予定している対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありますとおり、「どっつ」は、まだまだ浸透しているとは言えない状況であることが大きな課題であると考えております。

その課題解決に向けた対応は、大きく2点あると考えております。

1点目は、利用者を増やすための対応です。これまでも利用者を増やすための取組は行っておりますが、今後はイベントでの継続的な利用者の利用の促進や香川大学たどつまちLaboと協力して、「どっつ」の利用イメージが伝わる動画の作成及びSNS等への投稿による情報発信やふるさと納税の寄附者を初めとした本町と繋がりのある方々への周知、また、高齢者のスマホ教室等において「どっつ」の利用方法を説明するなど、様々な手法を検討しております。

2点目は、スポット数と魅力的な体験を増やすための対応です。スポット数の増加につきましては、これまで以上に幅広く、特に人が日常的に集まるような店舗、企業、団体等への訪問を実施するとともに、現在、利用の少ない自治会や地域活動団体等への利用を促進してまいりたいと考えております。魅力的な体験につきましては、もらう体験、あげる体験とともに、気軽に参加できる体験を増やしていくとともに、特にあげる体験として、日常生活や単なる観光業で味わえない楽しさを感じられる体験や少しお得感を感じられるような体験など、魅力が伝わりやすい体験を増やしていきたいと考えております。

その他にも、先ほど答弁させていただきましたとおり、他市町でもまちのコインを導入している地域があり、そういった地域の特産品等が当たる抽せん会や利用者同士でコミュニケーションをとることが出来るメッセージ機能など、アプリ上での気軽な利用が出来る機能もありますので、各種利用方法の周知に努めてまいります。

また、先日実施致しましたスポットの皆様との意見交換会の中では、集中的に利用頻度を高めるために、利用回数等を利用者同士で競うグランプリの開催やグルメや健康をテーマとしたスタンプラリーの開催などのアイデアを頂きましたので、実現に向けてスポットの皆様と協力しながら、まちのコイン「どっつ」の普及促進に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。このまちのコイン「どっつ」は、スマホアプリを利用ということで理解しにくいと思われがちですが、利用してみれば、それほど難しくないとはいえます。

今後の普及促進について努めて下さるようお願いを申し上げます。

以上で、一般質問を終わらせて頂きます。有難うございます。

議長（小川 保）

これをもって5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩と致します。

再開は、10時30分。

議場内の時計で、10時30分、お願い致します。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時30分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄です。

本日は、防災について7点質問させて頂きます。

9月1日は関東大震災から100年の日となり、防災の1日は各地で慰霊の式典や訓練が行われたと言います。

1日のNHKの報道では、当時、栃木県那珂川町で震度5の地震の被害にあった106歳の女性がNHKの取材に応じ、「みんなが震災を忘れないよう、定期的に昔の話をして地震に備えて欲しい」と訴えました。現在106歳のこの女性は6歳の時に関東大震災を経験しましたが、過去の教訓から学び続けて欲しいとの訴えです。

また、近年では、生命や財産が脅かされている現状やその救援にあたっている救助隊、また、医療従事者の皆さんの精神的な負荷が大きな問題になっているとの報道もあり、心が痛みます。過酷な現場で常に緊張感と焦燥感を抱えながら身を粉にして働いて下さっている皆さんに心から感謝申し上げます。

そこで今回の一般質問では、本町の防災に関する7点について一問一答形式で質問致します。

まず1点目、町の施設における臨時閉館、臨時休校などの判断基準及び施設からの避難判断基準並びにその基準の周知方法についてお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

氏家議員の町の施設における臨時閉館の判断基準及び施設からの避難判断基準並びに周知方法についてのご質問のうち、高齢者保険課が所管している施設について答弁をさせて頂きます。

まず、高見及び佐柳診療所におきましては、医師と看護師が定期船で渡航して診療

業務を行っており、定期船が強風等により欠航した場合に臨時休診としております。その場合は、出張所より放送したり、看護師が個別に島民に連絡したりして周知を行っております。しかし、医師の判断で診療が必要である方がおられる時は、特別に船をチャーターして渡航し、お宅に訪問して診療しております。

次に、高見いこいの家と佐柳いこいの家、介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）は、警報が発表された時に臨時閉館しており、開館していた場合は、警報が発表された時点で臨機応変に判断し、帰って頂くようになります。

次に、生活支援ハウス（ほのぼの荘）は、入居施設でありますので臨時閉館することはございませんが、避難の判断基準は、指定管理者である社会福祉法人 多度津福祉会において災害対策本部が開設され、潮の状況で判断するようになっており、日頃から天候不順時には、口頭により周知しております。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

氏家議員のご質問のうち、健康福祉課が所管している施設につきまして答弁をさせていただきます。

まず、健康センターにおきましては、午前6時半の時点で、種類に限らず警報が発表されていた場合に、全館臨時休館としております。利用者への周知につきましては、出入り口に休館のお知らせを掲示するほか、あらかじめ利用予定を把握している方に対しましては個別に電話等でお知らせしております。加えて、健康センター行のマイクロバスをご利用の方が休館を知らずに停留場所にお出でになっていないかの確認を町社協職員が巡回して確認しております。

健康センター敷地内にある子育て世代包括支援センターにおきましても同様の基準で臨時休館とし、利用のご予約がある方には、健康福祉課職員が8時までには個別に連絡をしております。

また、放課後児童クラブでは、教育総務課が学校の臨時休校を決定した段階で休所と判断しております。周知方法は、健康福祉課から利用児童の保護者に対しまして、一斉メールでお知らせしております。

また、利用中に警報が発表された場合は、保護者に連絡し、お迎えに来て頂くようお願いしており、最後の1人が帰宅したことを確認したのち閉所しております。

因みに、本町の保育所につきましては、全て民間であるため、それぞれにおいて判断基準を設けており、基準時刻はまちまちですが、全ての保育所で登所時間に警報が出ている場合は休所としており、連絡方法は保護者への一斉メールを利用しているとのことです。以上、答弁とさせていただきます。

建設課主幹（喜田 浩希）

氏家議員のご質問のうち、建設課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

堀江公園の有料となる施設である「いこいの家」、テニスコートの利用について、気象警報発表等により施設を休場とする判断基準を設け、運用しています。

具体的な判断基準につきましては、午前8時、町内全域に各特別警報、大雨・洪水警報、暴風警報が発表されている場合は、午前中まで臨時休場とし、正午までにその警報が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し問題がなければ開場としています。また、正午になっても警報等が継続して発表されている場合は、閉場時刻の21時まで臨時休場としています。

警報以外では、震度4以上の地震が発生した場合、津波に関する情報及び施設・設備の損傷状況を確認し、開場の可否を判断することとしております。

また、警報発表、震災以外でも非常変災その他緊迫の事情による場合や大雨警報、洪水警報のみの発表により被害を受ける可能性がある場合で、公園利用者に危険が及ぶ恐れがある場合や周辺道路の冠水による交通事情の悪化、公園利用者の往来に支障を来すと判断する場合には休場する場合があります。

連絡方法は、指定管理者の（公財）多度津町文化体育振興事業団より担当課である建設課へ報告を受けております。

周知につきましては、（公財）多度津町文化体育振興事業団ホームページでのお知らせと公園の有料施設を使用する場合、使用する前日までに施設の使用についての申請が必要となっておりますので、申請者へ連絡するとともに施設に臨時休場のお知らせを掲示し、対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（竹田 光芳）

氏家議員のご質問のうち、教育総務課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

多度津町立学校及び園においては、午前6時に警報が発表されている場合は、自宅待機となります。6時30分までに警報が解除されますと登校、登園を決定します。

ただし、給食の判断を6時にするため、午前授業となります。

9時までに警報が解除されない場合は、幼稚園、小学校は休校を決定します。10時までに警報が解除されない場合、中学校の休校が決定します。

幼稚園、小学校においては9時、中学校においては10時までに警報が解除されますと登校、登園を決定します。

また、6時までに今後警報が出る可能性があることを気象庁から連絡があった場合は、6時に警報が発表されたと見做して行動しています。

なお、局地的な大雨等があった場合は、無理して登校せず、安全を確認してから登校するよう各園及び学校から連絡しています。

この基準に関しましては、年度初めに保護者へ文書でお知らせするとともに雨の時期の前に再度お知らせをしています。また、台風等で事前に予想される場合は、保護者メールを用いて注意喚起を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員のご質問のうち、生涯学習課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

指定管理者である公益財団法人 多度津町文化体育振興事業団が管理している町民会館、資料館、図書館、公民館、スポーツセンター、温水プールにあっては、これまで臨時休館の判断基準が定まっておらず、各種気象警報が発表された後に同事業団と教育委員会が協議し、その都度対応を決定しておりました。

しかし、昨今の異常気象の影響により気象警報が早期に発表されたり、本町から川上側の市町で降った大雨の影響で、河川の増水が早まったりするなどの状況がみられ、利用者に帰宅困難などの不都合が生じる可能性があるため、各施設長の判断で臨時休館を決定することが出来るように、同事業団、教育委員会及び総務課で協議調整を行い「気象情報等による臨時休館判断基準」を8月1日付で定め、当該施設及び町ホームページに掲載致しました。

なお、町の例規上は、資料館及び図書館にあっては、各館長が開館時間の変更や休館について判断出来ることになっておりますが、その他の施設については、教育委員会が判断することになっております。

しかし、同判断基準を定めるにあたり、前述のとおり同事業団と教育委員会等が事前協議を行い、意思統一を図っているため、例規の修正を行わずに運用していくことは可能だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

色々質問したいところがございますが、要望として一言述べさせていただきます。高齢者保険課の方には、入居施設、こちら海岸沿いに集中しているところもありますので、津波対策の方は、これからはもしっかり行って頂ければと思います。また建設課の方には、被災後の安全確認、倒木ではないものの倒木しそうな樹木なども考えられますので、こちらの方も見落としのないよう配慮をお願い致します。また、健康福祉課、教育総務課、生涯教育課の方にはお願いしたいところなのですが、確かにメールは若い世代にとっては有効な伝達ツールかと考えられます。ですので、例えば社協職員による足を使った巡回、非常に有効な手段だと感心しましたが、職員の安全確保も課題になってまいります。こちらの安全確保の体制、報告連絡体制、今一度見直しの方、お願い申し上げまして、次の質問に移らせて頂きます。災害情報は、迅速に住民に届き、理解してもらわなければ効果はございません。そこで2点目は、Jアラートによる放送や広報車での周知以外にどのような情報伝達が考えられているのか。また、どのような住民誘導方法が考えられているのか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員のJアラートによる放送や広報車による周知以外の情報伝達及び住民の

誘導方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害に関する重要な情報を確実、かつ、迅速に住民に伝えることが必要であると考えております。

本町におきましては、防災行政無線の放送や広報車による広報に加え、防災行政無線の放送を確認することが出来る「防災行政無線放送内容確認ダイヤル」や町ホームページへの防災情報の掲載、香川県防災情報システムを利用したテレビ・携帯電話・インターネット等への避難情報等の配信など複数の手段により情報の伝達を行っております。

また、県が運営する気象情報や避難情報など防災に役立つ情報を掲載している「かがわ防災ウェブポータル」や「香川県防災ナビ」のアプリなどについては、冊子や広報誌等を通じて普及啓発に努めております。

次に、住民の誘導方法につきましては、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て避難誘導に当たることとしており、災害の情報や現場の状況等から避難経路や避難方法等を的確に判断し、誘導を行うこととなりますが、災害の発生により消防などの行政機関も被災し、災害対応に支障を来すことや危険が迫っている状況においては、消防や行政機関の助けを待っているのは命の危険にさらされることも考えられます。

そのため、平時から災害時の避難方法等を決めておくことが重要ですので、令和2年度に配布致しましたハザードマップや防災の冊子を参考に最適な避難所や危険箇所、避難経路の確認をして頂きたいと考えております。

今後におきましても、住民の皆様にきめ細かく情報を伝えることが出来るよう、災害情報伝達手段の多重化・多様化を検討するとともに防災訓練等を通じて、災害に対する防災意識の向上を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、様々な情報伝達手段の整備、また、香川県との協力、香川県による情報伝達ツールの現状のご報告がございました。ただ、大切なことは日頃からのこうしたツールがあることの認知度の向上、活用、アクセス出来る本人の意識がなければ、道具があっても避難が出来ないというのも一方の現状です。そこで再質問させていただきます。本町住民に対するこうしたツールに対する習熟度向上のための取組は、現在ございますでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの情報ツールにつきましては、確かに我々が出来ることとしては、広報とホームページ、その他ございますが、今1番ということを考えておりますのは、防災訓練を行うことによってこういうツールがあるということ伝えていくことが重要だと考えております。なかなか住民の方と接することは非常に難しいので、今言っ

た内容では十分でないということは理解しております。そのために、今までコロナウイルスの関係がございまして、ここ3年・4年近くは防災訓練等が行われておりませんでした。しかしながら、今年度11月には、豊原地区で防災訓練等も計画しております。そういうことを繰り返すことによって、そういう周知をしていくこと。また、自主防災組織が町内には19組織ございます。そういうところの連絡協議会もございます。そのとき折々にそういう風な周知を出来るだけ地域の方に周知することをお願いしていく、そういう繰り返しが大事だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

コロナが明けまして、これから住民との協働による防災対策が始まっていくことが予想されます。被災地の自治体職員から話を聞きますと、我々と言いますか行政が計画している防災計画と、実は必要とされるものの乖離が指摘されております。こうした訓練を取り組んでいかれる中で、本当に必要な防災体制っていうものをこれからしっかり構築して行って頂きたいとお願い申し上げます。

そこで、3点目の質問に移ります。3点目は、ひとたび災害が発生しますと個人の力だけでは対応出来ません。ニュースなどを参照しますと、復旧に向けた作業を行うために、その物件の所有者以外の人力や大型重機など活用して行われています。そこで3点目は、災害発生時には、自助、共助、公助とよく言われておりますが、町の自助、共助、公助の考え方、また、その普及対策についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の町の自助、共助、公助の考え方及びその復旧対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における被害を軽減するための対策を考える上で、災害に備えて、自分で出来ることを考え、対策する自助、地域での助け合いや避難所の運営に協力するなど、相互に助け合う共助、平素から防災に対する啓発、準備、整備を進め、災害時には的確な災害対策ができるように努める公助などが、基本的な3要素とされており、多くの方が災害を理解して被害を予測し、災害対策に取り組んでおります。本町におきましても、住民の安全と安心を確保するため、災害時には住民、地域、行政の力を結集出来るよう、多様な視点から災害対策等に取り組んでおり、自治会や自主防災組織、地域支援者と協力し、避難支援を必要とする避難行動要支援者への避難支援体制の整備など仕組み作りに努めております。

次に、災害復旧につきましては、自然災害により住宅に被害を受けた町民の方に早期復旧と被災者の生活再建を支援するため、災害見舞金を支給することとしております。また、公共の道路等に堆積した瓦礫や土砂の除去作業などにつきましては、基本的には公共工事として実施することになりますが、過去に被災した事例では、近隣の住民の方やボランティア等のご協力を受け、早期に復旧した事例などが多く

見られることから、災害の発生後において生活環境の早期回復を進めるためには、被災者自身が住民同士の協力、行政による推進と支援など、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが必要であると考えられます。本町におきましても被災者の生活再建や災害により社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速、かつ、円滑な復旧を図るための体制の整備等を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、自助、共助、公助についての考え方を伺いました。今一番弱くなってるのが、共助の部分ではないかと思えます。ただ、その一方で東日本大震災などを参照しますと、自助、共助による美談が優先され、公助が後回しになっている。これが我が国の防災の歴史ではないかと思えます。現実には国家規模での防災予算の先細りも懸念されているところです。本町では、自助、共助にフリーライドする形ではなく、しっかり支えていけるような防災対策の構築を今一度、お願いしたいと思えます。

そこで、次の質問に移ります。被災地のニュースでは避難所で疲れ切り、不安気な顔した住民の様子が多く見られます。避難所では住環境に多少の辛抱が必要であることは理解出来ますけれども夏季・冬季の室温管理や水洗トイレなど避難されている方々の身体的、精神的な負担を少しでも軽減する取組が必要不可欠になります。そこで4点目は、過去5年間に使用された避難所にはエアコンや水洗トイレが整備されていたのか。また今後追加して整備される可能性のある避難場所の環境状況についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の避難所の設備及び避難場所の環境状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では避難所を12箇所整備し、災害の状況に合わせて運用しております。過去5年間に5箇所の避難所を運用しており、エアコン設備につきましては2箇所、水洗トイレにつきましては、全ての施設で整備されております。

次に、今後追加して設置される可能性のある避難場所の環境状況につきましては、現在、町内には個人宅を除く49箇所の緊急避難場所を指定公表しております。現段階では追加の予定はありませんが、河川の決壊や地震による津波など切迫した状況から一時的に避難する場所として適した施設や場所を引き続き検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

過去5年間での5箇所の実績報告を伺ったところでございますが、町での避難場所は12箇所とございました。こちらでのエアコン、水洗トイレの現状と追加の計画がございましたら再質問させて頂きたいのと、もう一つは、水洗便所はあるけれど

も災害時、断水が必然とされます。水が流れない状況での対応はどうなっているのか、お伺い出来ればと思います。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

避難所と避難場所はちょっと定義が違いまして申し訳ございません。避難所が12箇所ございます。ここにつきましては、主には全て申しますと多度津町リサイクルプラザ、県立多度津高等学校、多度津小学校、多度津中学校、豊原小学校、豊原幼稚園、四箇小学校、多度津町町民健康センター、白方小学校、高見島研修センター、佐柳いこいの家、佐柳本浦住民会館、この12箇所となっております。エアコン設備につきましては、各学校の場合は体育館を使用しますので、その場所にはエアコンはございません。ただ緊急の場合とかは、例えば多度津中学校とかの場合は、その下の和室のところに、エアコンが常備されてる部屋がございますので、緊急を要する方の場合はそういうところに移動して頂くということも可能でございます。その他の水洗トイレにつきましては、もし使えない場合は、簡易トイレというのを数は忘れましたが、それも各避難所に常備してあります。何百人も使えるものではございませんが、取りあえずその場所にもそういう風なものを確保しておりますので、数につきましては今後、必要があれば、増やしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かに体育館に空調設備がないことは理解出来るんですが、特に冬場、ストーブでしのげるところは了解するものの、夏場でしたらスポットクーラー等の整備が必要かと思っておりますので、こちらのご検討をお願い出来ればと思います。

それでは、5点目の質問に移らせて頂きます。本町で想定される災害は大雨や暴風に関する事象だけでなく、南海トラフ地震など地震に関することもございます。異常気象に伴う災害に係る災害対策と地震に関する対応では、行政が行うべき対応が異なってまいります。そこで5点目は、気象に関する災害対応と地震に対する災害対応で、大きく異なるであろう行政の対応及び避難所で想定されるトラブル等を未然に防ぐ方策について、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の災害の種類により異なる行政対応及び避難所で想定されるトラブル等を未然に防ぐ方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための弔慰金に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、多度津町地域防災計画を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っております。多度津町地域防災計画では、一般編、地震編、津波編等で構成しており、台風、大雨等を原因とする風水害のように

予知し得るものと、地震や大火等のように予知し得ないものがあり、本町の気象、地勢、その他、地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定するとともに国の基本計画や香川県地域防災計画との整合性を図り、作成しております。そのような経緯から災害予防、災害応急対策、災害復旧等、それぞれに幅広い対応があり、災害応急対策を例に挙げますと、職員の初動体制や災害に応じた避難情報の発令基準、災害による被害の対応などが大きく異なっております。

次に、避難所で想定されるトラブル等の予防対策につきましては、本町では、災害時に、自治会、自主防災組織等の地域住民や施設管理者と町が協力して、避難所を運営するための基本的な事項を掲載した多度津町避難所運営マニュアルを作成し、町ホームページに公表しております。そのマニュアルにおいて避難所には運営方法等をまとめる避難所運営委員会を設置し、避難所におけるルールの設定や避難者の多様な意見が反映出来るように配慮するなど避難者同士のトラブル等が発生しないよう、状況に応じて対応することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

マニュアル等整備のご説明を頂きましたが、大切なことはマニュアルの理解と応用に掛かって来るとお思いますので、こちらも防災訓練なんかをやる中で、しっかり行って頂きたいとお思います。

その上で、一つ再質問させていただきます。先日ある自治会の方とお話をしたんですけども、自主防災組織、自治会単位で防災訓練などを行いながら避難されるかと思うんですけども例えばサイクルプラザへ、ある地区の方が逃げる場合、避難経路の都合上、他の自治会との衝突と言いますか、一緒になる可能性があります。スムーズに町民の避難を考えますと、1自治会単位、1防災組織単位での運用というものは限界が見えてきます。広域的なスムーズな動きがとれるような取組・配慮についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

有事の際、主にこの想定は大雨というよりは、地震のことを想定していると認識しております。先ほど申し上げました例えばサイクルプラザの場合は、避難所ではございません。あくまで避難場所ですので、一時避難です。これはどういうことかと言いますと、地震で倒壊があった場合、大規模な津波が発生する恐れがあった場合に、一時的に自分の命を守るために避難するものでございます。当然、自治会単位で避難することは有効だと思っておりますが、自治会のみならず、自身の判断をもって行うことが大切だと考えております。そういうような場合は、逆に広域的な指示のもとで動くというよりは、個々の判断、まず狭いコミュニティで判断して頂いて、近所の方とか、そういう事を踏まえて、ここへ逃げるべきだっていうのを伝達とかして頂くことが、私は大事なのではないかなと考えております。もちろん、広く周

知出来ることがあれば、それは周知することには問題はないのですが、あくまで避難場所へ行くということは緊急を要すること。急いで自分の命を守ることが重要だと考えますので、地域、近所の方とかと1番近い、より安全であるという避難場所に一時的に避難をして頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かにおっしゃるとおり、個人の判断が最優先されることは理解出来ますが、恐らくそれが津波の際などは経路が集中することが考えられますので、そこに対する配慮・取組は、避難誘導ってことではございませんが、必要になってきますので、こちらの整備の方はお願いしたいと思います。

そこで、次の質問に移らせて頂きます。災害と外国籍の住民の関係についてです。多文化共生と言われて久しくなりますが、ちょうど100年前の関東大震災では、流言飛語と人種差別に起因する朝鮮半島の人々への虐殺が横行されたと記録されています。しかし、近年、その記録が忘れ去られようとしている風潮も強くございまして、SDGsなどの目標10「人や国の不平等をなくそう」というテーマに逆行する動きがあり、歴史に学ぶことの出来ない不幸な現在ではないかと私は認識しております。

さて、流言飛語に扇動されたのは一般民衆には留まりません。近代日本思想史上のチャンピオンと言ってよい和辻哲郎という碩学ですら「朝鮮人が来るなら来てみろ」と殺戮を準備したと日記に書き留めております。

香川県に注目するならば、不幸な福田村事件、こちらも起こっております。

香川県歴史教育者協議会の石井さんの指摘によりますと「行商団の一行が話す方言（讃岐弁）が千葉県の人には聞き慣れず、ほとんど理解出来なかった」などを理由に朝鮮人と見做され、一連の大量殺戮が起こったと報告されております。

こちらは9月に劇映画『福田村事件』として公表されておりますので、ぜひ御覧頂きたいと思っております。

本町では、製造業や農漁業を中心にベトナムや中国をはじめ多様な外国人が活用される地域で、人口減少など様々な問題を抱えながら、その解決には外国人人材の活躍が必要不可欠な地域でもございます。

そこで6点目の質問です。外国籍の住民に対する防災上の情報提供や避難場所での受け入れ体制は、どのように整備されているのでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の外国籍の住民に対する防災上の情報提供及び避難場所での受け入れ体制の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、外国人の方を対象とした災害に関する日頃からの備えや災害時のとるべき行動をまとめた「防災のしおり」と「ハザードマップ」の英語版とやさしい日本語版を作成するとともに町ホームページに掲載し、情報提供等を行って

おります。

次に、避難所での受け入れ体制につきましては、現在は、外国人対応に役立つツールなどは設けておりませんが、多言語音声アプリ等を利用して対応するとともに、多度津町避難所運営マニュアルにおいて、専用のスペースを確保することとしております。本町におきましても避難所での外国人対応に役立つツールなどを研究するとともに、自治会や自主防災組織、地域の支援者等と協力し、被災した外国人を円滑に受け入れられるよう体制の整備を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

例えば今、ご回答頂きましたけれども、日本語と英語という状況を考えると、まだ開発途上というのが現状という理解になりますけれども、そこでも多言語音声アプリ等を利用して対応するとともに、多度津町避難所運営マニュアルにおいて、専用のスペースを確保することとしておりますとございますが、こちらの現在の状況をお伝え頂けますでしょうか。再質問です。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

マニュアル等において専用のスペースを確保することと申しましたが、今現在は、そういう状況がございませんので、実際にどうあったかということは、ちょっと申し上げることが出来ません。あくまでそういう事案が発生したときに、色々あるんですが例えば、小さなお子さんがいる世帯であるとか、乳飲み子の赤ちゃんとかがいる時には、そういう一般的な大きな場所においてもパーティションで隔離と言いますか、一応、仕切りを作って、そういう風なことを、個人を保護するという観点ではパーティションを準備しております。そういうようなこともありまして、外国人の方を隔離というのはございません。あえて、そういう方を混ぜるというよりも同じ外国籍の方、同じ地域の国の方がおられれば、そのコミュニティに近いような状況で、その一部の方に専用の場所を用意するという考えでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

外国人のこうした防災対策に関しましては、先進事例が数多くあると思いますので、こちらの方、また学んで頂ける中で、多度津町の状況の改善の方をお願いしたいと思います。

そこで7点目の質問です。前述のとおり関東大震災での朝鮮人の虐殺や、そして先の東日本大震災でも「〇〇人が被災中のスーパーで窃盗している」といった流言飛語やデマが多発しましたが、その再発防止について本町ではどのような対策を行っているのでしょうか。

町長には概要と展望をお伺い致します。また、外国籍の方の多くは造船業などに努

めていらっしゃる方が多くいます。産業課ではどのような関わりや指導があるのでしょうか。また本町での人権啓発などの実際を住民環境課の方にお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の災害時におけるデマなどの発生に対する対策の概要と展望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

大規模な災害発生直後は誰もが不安であり、冷静に落ちついて行動することが困難な上、誰もが情報を欲しがっている状況です。そのような状況の中では、普段では信じることが出来ないような不確かな情報や噂などを信じてしまい、さらにその情報を周りの人にSNSなどを通じて広めてしまうことから発生すると考えられます。そのため、普段の防災訓練や防災の勉強会などで、不確かな情報等を拡散することは人々をさらに不安にさせ、災害以後の迅速な応急対応や復旧作業に大きな支障を来すことにも繋がりがねない行為であることを引き続き、啓発をしております。さらに、災害発生時に不確かな情報やデマ等が拡散することを防ぐためには、行政から正しい情報を積極的に発信していくことが重要であると考えておりますので、情報伝達の手段や方法、また、外国の方に対しては言語についても配慮することで、全ての人々に正しい情報が伝わるように、災害発生時の情報伝達についても引き続き検討しております。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（村井 崇一）

氏家議員の町内企業との関わりや資料についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の造船業などの事業所における外国人差別の防止対策について多度津商工会議所に確認したところ、多くの外国人を雇用している某町内大手企業では、外国人差別に特化した人権教育は行っていないようであるとのことでした。一方、本町では企業における人権同和問題の正しい理解を深め、実践について研究推進協議会を行う多度津町企業同和教育推進協議会が組織されています。このため、担当課が前述の企業に対しても同協議会への加入を促すことにより、さらなる企業同和教育の充実に繋がりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

氏家議員の本町での人権啓発などの実際についてのご質問に答弁をさせていただきます。

様々な人権課題に共通して言えることは、人権侵害の要因の多くが誤った認識に基づく恐怖心や嫌悪感に基づくものであり、人権侵害は誰もが加害者、または被害者となる可能性があるものと認識しております。そのため、住民一人ひとりが、人権尊重の理念や様々な人権課題に対して正しく理解し、行動が出来るための人権教育や人権啓発が重要であると捉えております。関東大震災や東日本大震災などの未曾有の災害のみならず、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の発生時におい

ても不安感や恐怖心などから、流言飛語や誹謗中傷が発生し、日頃、潜在している人間の攻撃性や差別意識が、有事の際に顕在化することは、歴史が証明していると言えます。災害等の有事の際は行政として正確な情報を迅速に収集し、正確な情報をいち早く広報車両やメディア、SNSなどで積極的に発信していくことが、流言飛語の発生を抑制する手段であると認識をしております。

氏家議員ご質問の本町での人権啓発でございますが、3年前のコロナ禍の際には、新型コロナウイルスの感染者やその家族、また、医療従事者などへのハラスメントが発生し、その対策としてノーコロナハラスメント啓発キャンペーンを行い、町長のメッセージ動画の配信を始め、町広報紙やホームページでの啓発に努めました。他にも機会を捉え、町広報紙やホームページなど様々な人権啓発の啓発記事の掲載を始め、今年度は6月に、2020年に実施致しました人権同和問題に関する意識調査の結果概要及び当該意識調査結果を基に人権啓発パンフレットを作成し、全戸配布を行っております。また、先月には関東大震災から100年を経過し、当時、災害直後に発生した複合的な差別事件である福田村事件について、映画化によりマスコミにも取上げられる機会が増えていることもあり、8月の同和問題啓発強調月間に合わせて庁舎1階エントランスホールにて福田村事件に関するパネル展を行い、大震災直後の恐怖と混乱に伴う流言飛語による集団心理の恐ろしさ、また、部落問題や民族差別などについての人権啓発を行いました。また、本町を含めた仲多度郡3町で組織しております仲多度郡人権同和施策推進連絡協議会においても3町が連携して人権講演会や町職員の階層別研修などを実施しております。

しかしながら、ご質問の災害時を想定した人権啓発は、近年、実施出来ておりません。人権課題である高齢者や障害者、妊婦や外国人、また、性的少数者など災害時における人権に配慮した対応については、平常時の人権教育・啓発活動が重要であると考えておりますので、災害時などにおいて住民の方々が互いの人権を尊重し、多様性を認める行動がとれるための啓発を防災担当課とも連携をして検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

夏目漱石に学んだ物理学者の寺田寅彦は、天災は忘れた頃に来るという言葉でつとに有名でございますが、大切なことは、平素からそれに対する防御策、これを講じていくことだと指摘しております。まだまだ本町における防災対策、外国人の災害対策、不十分なところは理解出来ますが、これまでも人権教育などを通じながら向上に努めていることも理解出来ます。

その上で、最後に伺えればと思いますが、今、この人権というキーワードが出てきましたけれども、町長は、この人権という概念について、どのようにお考えなのか、それで行政の方々は、それに対する啓発を行っているんですけれども、どのような社会を目指しているのか、最後にお伺いさせて頂く再質問とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の人権に対する私の考え方というのか、どういう捉え方をしているのかということについて答弁をさせていただきます。

この人権問題っていうのは、人権同和問題から始まって諸々の問題が提起されております。これはやはり、国民の基本的人権に基づく、その侵害ということになってきますので、これはどうしても防がなければいけないし、また、人権を尊重する上で、自分たちが、その人権を守っていく、そのためには人権教育を始め、これは子どもたちに対しても、また、町民の皆さんに対してもということでもありますけども、自分自身がそういう人権啓発ということを常に考えながら、頭に入れて、そういうことを行動に移していかなければいけないんじゃないか。人権に関するということというのは基本的人権の尊重っていう憲法の中に明示されていることでもありますので、それを町民の皆さん、また国民の皆さんが肝に銘じて人権を守らなきゃいけない。尊重しなきゃいけない。そういうことが一番大事ではないか。そういうことが欠けてるから福田村事件が起こり、また、コロナハラスメントが起こり、そういうことが未だに起こっている訳でありますので、そういうことが起こらないように、それは自分たち自身が心に深く刻んでいかなければいけないんじゃないかなと思っています。それが私の感想というか考え方です。以上で、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今回の質問では、町の防災対策に関する現状と未来に備えていかなければならないポイントについてやりとりをさせていただきました。

最後に基本的人権の尊重に関しましては、性別の区別も国籍の区別もない形で、一人ひとりの人間が自分らしく生きていける社会、そしてそれと同じものを持った他者と一緒に生きていく社会、これを作っていかなければならないのではないかと考えさせられております。

このことに町と議会も共同して取り組み、多度津町らしい社会というのを作っていったらと考えております。

これにて2番、氏家 法雄、質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わりました。

これより、休憩をとります。

再開は、13時でお願い致します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 0 分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に3番、大平 恭大 君。

議員（大平 恭大）

3番、大平 恭大でございます。

本日、事前通告に則りまして一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、図を示させていただきます。

こちら私の方で作ってきた表になりますけども、従来、私3月、6月と色々多度津にお金のかかるお願いをしてまいりましたけども、なかなか財政厳しい折ということで、なかなか実現しない。6月には、ではお金がないのであればということで、多度津が持ってる不動産を売ってお金を作ってはどうかという話もさせていただきましたけども、これもなかなか実現がしないということでございましたので、今回は多度津町がどういう予算の使い方をしているのかということ、これ昨年、令和4年8月5日、令和4年度第2回臨時会ということで1日だけ開かれた議会がございまして、その時に一般会計の補正予算が審議されました。その時に赤い印に白地抜きでやっておりますけども「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」という従来にないユニークな補助金を町が創設しておりまして、それで町に支援したという実績がございますので、それを深掘りしながら、町のお金の使い方について、町の皆さんに知って頂きたいと思って本日の質問をさせていただきます。では、まず通告順に従いまして1番の質問になりますけれども、まず、表でいくと左側です。国庫支出金になりますけれども、国の補助金であるところの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての説明をお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

大平議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、内閣府により創設されました。

令和4年度の交付金額の総額は2億4,808万8,451円で、内訳と致しましてコロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に用途を定めることが出来る「通常分」が1億1,609万8,451円、用途を「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援」に限定された「原油価格・物価高騰対応分」が6,947万5,000円、同じく用途を「生活者・事業者支援」に限定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分」が、6,251万5,000円でございます。

「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」につきましては、臨時交付金の内、「通常分」を活用しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。では、次、表の右側にあります「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」について説明をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によってダメージを受けた本町の地域コミュニティ及び地域経済の早期回復を図るため、町内にある古民家や店舗等を活用した交流拠点の整備や歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツの開発・磨き上げ、地域内周遊の促進など「まちの再生・高付加価値化」を促進する事業を実施する際に必要な経費の一部を補助するもので、補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内とし、その上限額は500万円、下限額は100万円とした事業でございます。

令和4年8月臨時議会において、補正予算1,000万円を計上し、支出実績は2件で、996万9,000円でした。

なお、当該補助金につきましては、臨時交付金を原資として実施した事業であるため、令和5年6月1日付で補助金交付要綱を廃止しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。答弁頂きましたとおり、こちらは1,000万の予算を使って1社500万を上限に、2社に対して補助金を交付すると、そういう内容になっております。

では3番目の質問させていただきます。補助金の発案の事情、背景、理由を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の補助金発案の事情、背景、理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金の発案の背景と致しましては、長引くコロナ禍の影響により、地域で行われていた行事や大規模なイベント等の中止・縮小が相次ぎ、外出や会食の機会が減ってしまう等、地域内外の人々が対面でコミュニケーションをとる機会が減少しておりました。また、同時に飲食店をはじめとする町内事業者は、来客数の減少等に苦しんでおり、各事業者が如何に自身のサービスの付加価値を高めていけるかが、事業者の事業継続、ひいては本町における持続可能なまちづくりを推進していく上で重要なポイントになると考えました。

このような中、地域内外の人々の交流を促すコミュニティカフェやコワーキングスペース等の施設整備や新たなコンテンツの開発、既存観光関連施設等の高付加価値化等に資する事業の実施を本補助金により促すことで、地域コミュニティや地域経

済の早期回復を図ると共にアフターコロナに向けた観光客等の受入れ環境の整備を促進したいと考え、臨時交付金を活用した補助制度を創設致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。今の答弁で私が調べたところをちょっと補足させていただきますと、こちらは国が出したコロナ対策に対するお金で、基本的には資金使途は各地方自治体に自由と任されております。ただし、国が出しているQ&Aの1の20というところに特定の事業者に資金を交付する際についての注意書きがございまして、基本的には広く浅くコロナに影響を受けた方に資金を交付するというのが前提であって、特定の事業者に厚く支援する場合については、それなりの理由を求められると、そういう性質の資金であります。以上を踏まえて、当議会にいらっしゃる方と傍聴の方は、この後の質問の展開を迫りかけて頂きたいと思っております。

では、続きまして4番目の質問となりますけれども新型コロナウイルスの影響は多くの町民、事業者に及んでいるにも拘わらず、交付対象者を古民家・店舗を活用する事業に限定した理由を教えてください。その際、古民家・店舗を活用する事業者がどの程度町内において、どの程度の応募を見込んだ企画であったのかを加味しての説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の交付対象者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金につきましては、「まちの再生・高付加価値化」を目的としたものでございます。

町内事業者が現在使用している「店舗」や町内にある「古民家」といった既存の地域資源を活用し、それらの施設を再生・高付加価値化することで、町に人を呼び込み、事業者の事業継続を支援し、地域経済を活性化させるため、交付対象事業を「町内にある古民家や店舗等を活用して地域内外の人々の交流拠点の整備を行うことにより、継続的に地域内外の人々の交流を促し、本町の交流人口増加や関係人口創出が図られる事業」と致しました。

また、当該補助金につきましては、「古民家」、「店舗」のみに限定したのではなく、「町の歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツ等の開発、地域内周遊の促進等により、滞在環境の向上等による域内消費額の向上等が図られる事業」も対象としております。

応募の見込みにつきましては、町内の飲食事業者・宿泊事業者や観光振興団体等から応募があるものと想定しておりましたが、具体的な対象事業者数等の把握は困難であったため、他の臨時交付金活用事業との兼ね合いから2事業者分の予算を計上し、多度津商工会議所を通じ、可能な限り町内事業者への周知に努めました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

一度、画面の方は、もう消して頂いてよろしいでしょうか。済みません。

今、そういうことで始めた事業ですけども、実際、応募があったのは 11 業者でした。8 月 10 日から始めた告知から 9 月 15 日を期限とする募集期限を勘案して、周知期間、方法は妥当であったか、町の見解を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の周知期間・方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

周知方法につきましては、町公式ホームページへの掲載、町公式 SNS での情報発信、広報たどつ 9 月号への掲載、自治会回覧、多度津商工会議所会報への制度周知リーフレットの同封を行いました。

周知期間につきましては、国への実施計画提出期限が令和 4 年 7 月 15 日であり、実施計画を提出し、8 月 5 日の臨時議会において補正予算を議決頂いた後、速やかに周知を開始致しました。

交付申請期間につきましては、財源とした交付金の趣旨を踏まえ、早期の執行に努めることとされていたこと。また、計画時点では、事業の繰越の可否について示されておらず、原則、令和 4 年度中に完了することが要件であったことから、早期の交付決定を行い、事業者による事業着手を速やかに行えるようにするため、9 月 15 日を申請期限とし、9 月末までに審査会を実施、10 月初旬には交付を決定出来るように第 1 次の募集期間を設定致しました。

これらの周知方法・周知期間につきましては、11 の事業者から応募があったことから妥当であったと考えております。

なお、第 1 次募集後、予算残額が 100 万円以上となった場合は、第 2 次募集を行うことも想定しておりましたが、1 次募集において予算残額が 100 万円を下回ったため、2 次募集は実施致しませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今の回答につきまして再質問をさせていただきます。

まず議会で承認になったのが 8 月の 5 日です。広報とかで始めたのが 8 月 10 日、9 月の多度津の広報に載せたとすると、まず町民で 1 番早く手にするのは 8 月 25 日だと思うんですね。そうすると 9 月 15 日というのはもう 1 ヶ月もないというか、今回の 500 万円を上限とする補助金というのは、先ほど説明あったとおり、多度津町で過去にない規模の助成の金額であると。去年 1 回こっきりの話であるということなのであれば、もう少し時間をかけて告知する、町民に周知する必要があったんじゃないかと思います。ということで本当に周知期間が妥当であったかどうか、もう一度、回答をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

周知期間が妥当であったかという再質問でございますが、この交付金につきまして先ほど答弁申し上げましたとおり、どうしても改修期間が令和4年度中に改修を終えなければならない、そういったことが、その当時は国の方の要件としてございましたので、速やかに周知を行い、速やかに交付決定をして、工事、改修に着手して頂き、工事を完了して頂く必要性がございましたので、このような期間となりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今のご答弁ですけれども実際は11月にも2次募集の期間を決めたということがありますので、本来は9月15日でなくて9月末とか10月の15日とか、ということで、一次募集を最初からずらしても良かったのかなと思いますけれども質問がございましたので、次に参ります。

6番目の質問になりますけれども、もう既に発言して重なりますけれども、補助額・補助率は、破格の条件でなかったかと思えます。補助上限500万円、下限100万円、補助率90%という補助事業が、これまで多度津独自のものにあっただうかお伺いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の本町独自の補助事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町独自の補助事業におきましては、「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」と同一の補助上限額、補助下限額、補助率であるような制度はございません。当該補助金につきましては、全額、臨時交付金を財源として活用出来たことから、町単独で行う補助事業に比べ、補助上限額、補助率とも大きな規模となっております。なお、補助上限などの設定に当たりましては、他市町で実施している類似事業の補助要綱などを参考に致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

過去にない1回こっきりの選考があったということなんですけれども、その選考の結果は、町のホームページに報告、記載されておりました。まず、特定非営利活動法人「あおぞら」と合同会社「ふくぞう」の2事業者が選定されましたという風にホームページに報告がありました。特定非営利活動法人、NPO法人ですけれども、「あおぞら」合同会社「ふくぞう」といっても分からない方いらっしゃると思いますので、NPO法人「あおぞら」は、本通で古民家食堂「てつや」を経営、合同会社「ふくぞう」は同じく本通で藝術喫茶「清水温泉」を経営しています。従って、今後は分かりやすさを重視して、古民家食堂「てつや」、あるいは「てつや」、藝術喫茶清水温泉をあるいは「清水温泉」ということで言わせて頂きたいと思えます。7番の質問になりますけれども、この選考の結果について町の感想をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の選考結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回、応募頂いた全ての事業者の方々は熱意を持って申請頂いており、本町の活性化に資する魅力的な事業が多数ございました。交付を決定致しました2社につきましても補助金交付以前から多様な事業や本町の情報発信を実施されておりましたので、補助金を活用頂いたことで、事業推進の一助になったものと考えております。引き続き、事業を継続頂くことで地域の活性化を図って頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

では、その選考方法なんですけれども、本件で補助金については交付要綱という規定がございます。その第7条に、町長は前条の規定による申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行うとともに現地調査などの必要な調査、申請内容等に係る審査会を実施し、これらの結果を総合的に勘案して補助金交付の可否を決定するとあります。

8番目の質問になりますけれども、選考方法を定めた第7条には、プレゼンテーションを行うとの記載はありませんが、実際はプレゼンテーションが行われました。プレゼンテーションを行うとされた事情と経緯をご説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員のプレゼンテーション実施の経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、交付要綱では申請内容等に係る選考会を実施するとのみ記載しており、プレゼンテーションについての具体的な記載はございませんでしたが、募集開始時点では、町公式ホームページで公表致しました関係手続フロー図に審査会へご参加頂き、プレゼンテーションを行って頂く可能性がある旨を記載致しました。選考会の開催に当たりましては、事業発注の際に実施致しますプロポーザル方式を参考に書類審査及びプレゼンテーション審査を行うことと致しました。プレゼンテーションを行うメリットと致しましては、事業内容のみを書類で審査するのではなく、その事業を実施する申請者の熱意や意欲を審査出来ることから、実施を決定致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

実際の選考手続というのは、9月29日に一次審査として、審査会による書類審査を行い、応募のあった11事業者から5事業者に絞り、10月6日に2次審査として5事業者にプレゼンテーションを行った上で、先ほど紹介した2事業者に決定を致しました。さて、この2次審査、プレゼンテーションを行ったことの結果は重大です。すなわち、一次審査で2位であった事業者が3位であった合同会社「ふくぞう」こと芸術喫茶「清水温泉」に、2次審査のプレゼンテーションの結果、逆転され補助金の交付を受けられませんでした。

9番目の質問になります。プレゼンテーションで、一次審査の2位と3位が逆転し

たことについて、審査内容、審査のポイントを具体的に説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の審査内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金の審査に当たりましては、選考審査会における一次審査として書類審査をし、書類審査による採点を行い、11事業者のうち上位5社が2次審査に進みました。2次審査としてプレゼンテーション審査による採点を行い、最終的に上位2社が採択されました。一次審査と二次審査での順位の変動につきましては、2つの審査基準の配点が要因となっております。

1点目がプレゼンテーションから熱意や意欲を感じるかを審査する項目であるプレゼンテーション項目での差が大きかったこと。2点目が、一次審査で2位だった事業者につきましては、実現可能な企画並びに運営方法及び実施方法であるかを審査する項目である運営体制の項目について、二次審査の点数が一次審査よりも低い点数となったことです。大きな要因と致しましては、以上の2点でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今のご回答でプレゼンテーションの熱意とか意欲、そして、実現可能な企画、運営方法である。そこを評価したという風にお答え頂きました。皆さん、それを覚えておいて下さい。では続きまして、両者について本件補助金制度の目的である再生・高付加価値化の見地から選定されたポイントを教えて下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の選定のポイントについてのご質問に答弁をさせていただきます。

交付の決定につきましては、外部有識者の方を含めた選考審査会における選考結果を踏まえ、決定することとなっておりますが、本町と致しましては、選考審査会の選考結果に疑義等はありませんでしたので、選考結果の上位2社に対し、交付の決定を行いました。

選考審査会における審査基準につきましては、先ほど答弁致しましたプレゼンテーション、運営体制と将来のさらなる発展が考えられており、それを見据えた具体的な計画が立てられているかを審査する将来展望。補助金の目的を理解し、それに沿って事業の内容を説明出来ているかを審査する補助目的との整合性。ニーズの把握やマーケティングを行っており、事業による地域の活性化が見込めるかなどを審査する事業の効果。事業の内容が地域が抱える問題を解決したり、地域資源を生かしたりするなど、地域の実情に即したものであるかを審査する地域の実情把握。地域の秩序を乱したり、地域の景観を著しく損なったりするなど、地域住民が大きな不利益を被る内容でないかを審査する地域との親和性。事業そのものが申請者のみに利益があるのではなく、地域全体にメリットがあると見込まれるかを審査する公益性。以上、8項目により100点満点で審査を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

頂きます。

議員（大平 恭大）

審査のポイントは、ご説明頂きました。

ただ、今回の今日の質問はこれからが本番になります。芸術喫茶「清水温泉」は、申請金額 500 万円満額の交付を受けています。申請に添付された工事見積書を見ると、西側の屋根の修理代 370 万円。内部外壁の改修工事 80 万円。煙突北側小屋組立工事 40 万円と記載があります。一方で町のホームページに記載のありました事業内容については、ボイラーの残るレンガ煙突の周囲を改修し、これはあります。観光教育に活用出来る場所とするとともに、別棟古民家を滞在可能な宿泊休憩施設として改修しとありますが、ここで再質問です。別棟古民家を滞在可能な宿泊施設とし、改修するということが補助金目的申請の目的にも関わらず、別棟古民家の改修の項目が、工事見積書に見当たりません。審査において、町のチェックはどのようになっていたんでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回改修した部分につきましては、先ほど大平議員申し上げた部分についての改修でございます。で、別棟の宿泊施設という部分は、今回の補助金ではなく、別の資金でもって改修された事業であるという風に認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今の課長さんの答弁のとおりでございます。町に申請をされた時は、別棟の古民家を改修してゲストハウスを造りますと。こういうことが記載されてるんですけども、実際の工事は、その 500 万円の中では行われておりません。ここで一つ新しい事実を付け加えさせていただきます。本事業に先立つ、本事業は平成 4 年の 5 月・6 月の話ですけども、済みません、8 月の話ですけども、本事業に先立つ令和 3 年 5 月、1 年前ですね。芸術喫茶「清水温泉」はクラウドファンディングを行っていません。令和 3 年 5 月 16 日から 6 月 30 日までの期間で、目標額は 600 万円。使途は家屋の補修であり、雨漏りをする家屋や外部の損傷部分の写真を掲載して募金を 600 万円集めようとしてしました。募金の結果は 149 万 8,000 円と 150 万円弱ということで目標に届かないものでした。で、その実施出来なかった、お金が集まらなかった西側屋根の修理代、これ雨漏りをしている屋根の修理代っていうのが今回の補助金の申請に来ております。

ここで再質問になります。時系列で見れば、本補助金は、令和 3 年 5 月に行われたクラウドファンディングでの目標を満たす部分の交付申請であったと思われれます。

町の見解をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の芸術喫茶「清水温泉」の事業につきましては、レンガ煙突基部が見学出来るような、そういった改修でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

もう一つ新しい事実ということでクラウドファンディングについてお話をします。先ほどは令和3年5月の話をしましたけども、令和3年の12月ということでもう一度クラウドファンディングをしています。この時は200万円の金額目標として200万円金額を達成しております。この時の資金使途が、別棟古民家を滞在可能な宿泊休憩施設として改修するという事でお金を集めています。ということは、この会社はと言いますか、令和3年の12月に、もう既に別棟の古民家の改修資金は集めてしまった上で、町に令和4年の9月に改めて古民家のゲストハウスを造りたいということで500万円の申請をし、でも実際は屋根の修理、雨漏りをしている屋根の修理に使ったと。こういうことが外形的に分かるんですけども、町がそれを把握してますでしょうか。再質問になります。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご質問の内容でございますが、その部分とは今回の補助金の申請については、別の部分での改修であるという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

後でお見せしてもいいんですけども一応ネットの記事を私、コピーしております。綺麗に写真を。雨漏りをしている屋根の状況をクラウドファンディングに付けて出しております。それは、町に出している見積書に付いている工事箇所、予定箇所に付いている写真と全く同じになってますので、基本的には同じだと思います。で、基本的に我々が出したというか、町が出した500万円は雨漏りの改修工事に使われました。370万円。で、要綱に補助金の交付要綱第4条第2項に交付対象外となる事業が記載されています。その第2号に既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするものは、交付対象外だという風に書いてあります。ここで再質問ですけども、芸術喫茶「清水温泉」事業は雨漏りをしている屋根の補修修繕であり、補助金の交付対象外である単純な維持修繕工事と思われれます。見解をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

交付要綱でございます第4条の第2項第2号の既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするもの、この件につきましては、目的が単に雨漏りを改善、修繕する、そういったものにつきましては対象と致しません。ただ、今回のこの申請につきましては、その辺りを改修することによりまして、煙突の基部部分を見せたりするこ

とが出来るようになる。観光客の誘客、そういった部分にすること。観光客等に見せて頂くとか、そういったことを目的とするものでございますので、対象とさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今の答弁には、納得はしておりませんが次に参りますけれども、そもそもクラウドファンディングというのはネットに公開されております。町はそういうのを事前に確認されてなかったんでしょうか。再質問になります。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

クラウドファンディングにつきましては、確認が出来ておりませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

町が日頃親密にしている会社といいますか、事業者のクラウドファンディングを知らないというのは、ちょっと俄かには信じがたいんですけども、ちょっと見方を変えまして今度は古民家食堂の「てつや」について質問させていただきます。

11番の質問になります。古民家食堂の「てつや」は、10月の交付決定後の12月に見積書を差し替えて、補助金の交付額を461万3,000円から496万9,000円と35万6,000円、増額申請しています。その理由と許可した理由を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の変更申請の許可理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該申請者につきましては、令和5年8月時点での施工業者からの見積りにより、補助対象経費を算出しておりましたが、材料費の高騰により令和5年12月に同一事業者より、再度提出された見積り金額が増額となったことから、本町に対し、変更申請を提出されました。内容を確認致しましたところ、主な変更点は木工事の増額であり、国内の情勢として物価が高騰していたこと。同一事業者からの見積書を添付しており、見積り内容に関しては変更がないこと。当初の事業の目的や効果に変更はないことから変更申請に問題はないと判断致しました。また、補助金交付要綱第1条には、予算の範囲内で補助金を交付することとしており、申請時点で予算残額があったことから変更申請の承認を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

これも同じく町のホームページで、この補助金を承認、認めましたということで、こういう事業内容でこんな内容です。こんな会社ですというのを示しているホームページに記載していることなんですけども、古民家食堂の「てつや」につきましては、どういった事業内容であったかという「てつや」を宿泊出来る交流拠点で整備し、中略ですけども、中2階階下の旧応接室を1日1組限定で利用出来る宿泊室に改修するところ記載があるんですけども、これ再質問ですけども宿泊施設として

の利用実態はあるんでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

宿泊施設としての実績につきましては、現在のところ、まだ把握をしておりません。ただ、こちらの補助金につきましては、事業実施後に3年間は事業の実績の方を町の方に提出頂くようになっておりますので、令和6年3月までには、そちらの方の報告の方を頂く予定としております。その中で実績の方を確認させて頂きたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問をちょっと控えるんですけども、現在のところ私が調べたところですけども「じゃらん」とか「楽天ネット」とか、あるいは同社のホームページにおいて宿泊者を募集している内容はございません。

ですから、申請した時に宿泊施設は造ったかも知れませんが、現在まで身内とか何か知り合いの人は泊まったかも知れませんが、大々的に一般の人を募集する形での宿泊というのは全く募集する状態が見られないと。そうすると先ほどブレゼンテーションの評価のところ、意欲とか意気込みとか実現可能性とか、その辺を評価したとなってますけども半年経っても全然お客さんを募集してないと。造ったけど何もしてませんと。これが本当にこの補助金の交付の使途の目的に合ってるんですかと、そういうような疑問を抱かざるを得ないと、そういうことになります。

ちょっと時間がないので、ちょっと質問するのは止めます。で一応、本日、私が質問を取り上げた本当の狙いというところをちょっとここで、ご披露致します。

本日の一般質問に立証すれば、以下のとおりです。それはもうズバリ、町の不適切な交付金の支出の状況です。本件の始まり、これもこれは清水温泉にあると思っております。長年の風雨老朽化により清水温泉が借りている建屋の雨漏りがひどい状況となったと。そのため、令和3年5月にクラウドファンディングによって600万円の修繕費を集めようとしたけれども、結果としては150万円に留まり目標に達しなかった。それで清水温泉は、町に補助金の交付の相談をします。そして補助金の、実際には今回の補助金ではないかと、そういう風に思っております。ただ、コロナに関わる国の資金なので、特定の事業者が多額の補助金を交付すれば、国への説明に窮することになります。また、そもそも議会のチェックで予算が通るはずはありません。そこで議会には、コロナで低迷する事業者への新規事業を促す補助金として説明して予算を通し、交付はコンペ、選考会を利用する方策をとったと。そういう風に見ております。ただし、多くの事業者が本件補助金制度に応募すれば、当初の目論見が狂う恐れがあります。そのため募集期間を短くし、事業内容を古民家のリノベーションに限定して一般からの応募の排除策を講じたと。そのように思

っております。実際の応募は 11 社でした。審査会は、一般から主に大学教授らで 4 名、町からは副町長をはじめ課長職らで 6 名の合計 10 名で組織されました。その審査会による一次審査で、清水温泉、古民家食堂「てつや」が選ばれれば、二次審査のプレゼンテーションはやってもやらなくても関係なかったです。ただ、そのような中、一次審査の結果が、1 位は古民家食堂「てつや」となりましたが、清水温泉が 3 位となり、このままでは選から漏れることになりました。そこで保険として用意していた二次審査会のプレゼンテーションが役に立ち、当初の目論見どおり「てつや」「清水温泉」が選ばれることになったと私は思っております。「てつや」についても、店舗 2 階部分の改装ニーズがあったと思います。2 階を改装して人が集まる空間を作るという構想ですが、これは他の事業者も人が集まる空間というのは同じ事業なので何の新鮮味もありません。なので「清水温泉」同様、町外から人を呼べる宿泊施設も制作するというので、選考されやすくなったと、そういう工夫したと理解しております。ただ、「てつや」は、補助金により、宿泊施設を造作したものの、人を含めた経営資源に乏しく、町に提出したとおりに宿泊者を募集することが出来なかったと、そういう風に思っております。現在でも先ほど申し上げたとおり、旅行サイトにはもちろん、当法人のホームページにおいても宿泊者の募集はありません。また、「てつや」は NPO 法人であるため、決算を内閣府に届けております。それを見ますと改修工事が終了した後の令和 5 年 3 月末の決算書で増えた固定資産は宿泊施設ではなく、飲食部門内装工事と記載されております。さらに内閣府に届けている事業内容に、宿泊事業という追加はありません。今後あるかも知れませんが、今のところないとそういうことです。なお 2 社が提出した事業計画と実際に行ったことに乖離があることは、今、申し上げたとおりであります。この事案は、議会軽視及び町民への裏切り行為であり、町と密接な関係にある 2 つの事業者による不適切な公金の支出であったと私は思い、本日の質問をさせて頂いております。

では、続いて質問を続けますけれども、12 番、古民家食堂「てつや」、芸術喫茶「清水温泉」について、これまで両社に交付してきた補助金、助成金の類いの累計額を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の古民家食堂「てつや」及び芸術喫茶「清水温泉」に対する補助金の累計額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、令和 4 年度までの古民家食堂「てつや」に対する助成金、補助金の累計額は、「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」を含め、960 万 700 円でございます。このうち、イベント実施経費等のソフト事業や他の施設の改修費に対する補助を除く、古民家食堂「てつや」の施設改修に係る補助金額は、総額で 596 万 9,000 円でございます。

次に、令和4年度までの芸術喫茶「清水温泉」への累計額が、「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」を含め、1,166万円でございます。このうち、イベント実施経費等のソフト事業や他の施設の改修費に対する補助を除く、芸術喫茶「清水温泉」の施設改修に係る補助金額は総額で660万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今、答弁頂きましたとおり、この2社については恐らく、いつから交付しているかという説明はなかったですけれども、この4～5年ぐらいの間に2,100万円以上のお金が出てると、そういうことをご説明頂きました。

もう結びとなりますけれども、そもそも1日しか開かない議会で、コロナの資金が国から出たとなると、私も4月とか経験しましたけども、やはりいち早く町民の皆さんに、受け取って頂かなきゃいけないということで、議会として、我々議員としても、審査としてはなかなか本当にそれがどういう風に使われるかというところまで目が届かないです。やはり、まず承認して委任すると町民の皆さんのお手元に行くのが遅くなるということで、まず、承認ありきみたいな姿勢でおりました。ただ、そのような1日議会で、国の予算という中で、このようなちょっと不明瞭な、ちょっと不適切な支出になるような、お金が入ってるということをちょっと発見したということは、私にとっても非常に残念に思っております。このような議会軽視の姿勢及び町民の期待を大きく裏切った町長につきましては、今後、自らの進退について町民に説明されることを求めたいと思っております。

また本件は、まだまだ解明すべき事案が多々あります。このあと予定されている委員会でさらに追求しつつ、必要とあらば、100条調査に基づく委員会を立ち上げ、関係者を議会に呼んで頂き、さらに真相を解明していくよう議会に求めてまいります。

議員の皆様におかれましても、ご協力をお願いする次第でございます。

以上をもちまして3番、大平の質問を終わらせて貰います。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、3番、大平 恭大 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩を頂きます。

議場内の時計で、2時10分まで休憩と致します。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時10分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、1.町の子育て支援、応援について、2点目に加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設について、3点目にはコミュニティバスの運行導入についての3点について、町長及び関係各課長に対し、一問一答方式にて一般質問を致します。

まず最初に1.町の子育て支援、応援についてであります。

去る7月25日（火）より7月27日（木）の3日間、コロナ禍が5類移行に伴い緩和され、3年ぶりに今回は酷暑の中での建設産業民生常任委員会の議員視察研修で、先進地から多くの教訓を得ました。

そんな中で、熊本県氷川町の子育て支援についてであります。ここでは、令和5年9月から3歳児未満つまり、ゼロ歳から2歳児クラスの保育料を無償化します。氷川町では、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、国による3歳児以上の幼児教育・保育を無償化に加えて、町独自でゼロ歳から2歳児クラスの保育料を無償化するとのことでもあります。ただし、許可外保育施設と企業主導型保育施設は、ゼロ歳から2歳児クラスの保育料無償化の対象外となるそうであります。また、町独自の無償化は、国が実施している3歳児以上クラスの幼児教育、保育の無償化の基準を基にしているのです、副食費は保護者負担となっております。なお、第3子以降や低所得者所帯などについては、これまでどおり副食費は免除されることでした。なお、副食費担当額と致しまして、令和5年度は毎月4,500円を徴収、徴収は、ゼロ歳から2歳児クラスは町が、3歳児クラス以上は、これまでどおり各保育所施設が行い、その他、通園送迎費や行事費などの諸費用は、各保育施設が徴収するとのことでもあります。また、熊本県では熊本子育て応援タクシー認定事業を行っており、妊娠、出産、子育てに優しい環境づくりの一環として、妊娠に関する基礎知識、緊急搬送などの研修を受講したタクシー運転手がいる事業所を認定しており、利用を呼びかけているとのことでもございました。そして、事業と致しましては、1点目には、この氷川町では、すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業でございます。これは、福祉課の担当となっております。これは、次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに子育てを支援し、少子高齢化社会に対応する活力のある社会を築き、併せて住民生活の安定を図る目的でやられております。

これは、第3子までが年間10万円、第4子までが年10万円、これに3年間ある訳でございます。そして第5子以降は年10万円5年間、このようになっております。

2点目には、物価高騰対策、子育て支援臨時給付金支援事業でございます。これも福祉課担当となっております。これは物価高騰による子育て世代の家計負担の急増対策として行っております。これは、オムツ、ミルク、お尻拭き、これは限定され

ておりますが、これには3万円のクーポン券を配布し、子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て支援及び少子化対策を図る目的でやられておりました、対象は3歳未満となっております。

3点目には乳幼児対策事業でございます。これも福祉課の担当となっております。これは、町に設置されている認可外保育所に入所している乳幼児の健全な育成を図る。つまり、常時5人以上の保育の条件のところでございます。これは、ゼロ歳児が24万7,200円。1歳児から2歳児までが15万3,600円、3歳児が8万2,800円、4歳児以上が7万3,200円となっております。

4点目には、多子世帯、子育て支援事業でございます。同じく、福祉課担当となっております。これは、18歳未満の子ども3人以上がいる場合、第3子以降は、保育料が無料となっております。

5点目には、病児・病後児保育事業であります。これも福祉課担当となっております。これは、病児や病後児について、八代北部医療センター内の専用スペース「育む」において、看護師等が一時保育する。これは、平成31年4月から委託先として八代の北部医療センターが行っております。また、八代市、芦北町、氷川町が定住自立圏共生ビジョンの一環として、八代市内の3施設の利用に対する負担金、つまり市町均等割が0.2、利用者割は0.8でございます。

6点目には、結婚支援生活支援事業補助金でございます。これは、氷川町の地域振興課の担当となっております。これは婚姻に伴い、住宅の取得費、または住宅の賃借費用、引っ越し費用を対象に補助金を交付しているものでございます。これは、29歳以下が上限が60万円、39歳以下が上限が30万円となっております。以上のことから、子どもが出来たら、子育てしやすいまちに住みたい、子育てをしている家庭が子育ては楽しい、独自の取組で、町全体で子育て世代を手厚くサポート致しております。小さな町の利点を生かし、住民と行政がそれぞれの役割を果たし、安心して暮らす。幸せを実感できる氷川町の町が人を育て、人が町を育てる。夢と一緒に育つ幸せづくり、未来づくりについて、未来を一緒に育てる。また、子育てに最適、心豊かに暮らせる氷川町への移住、これらをモットーに大いに参考になり、我が多度津町でも子育て支援事業をさらに取り組み、発展させ、継承していくことが、これからの使命であり、次世代に対する責務であると考えます。安心して暮らしやすい町、町民に目が行き届く手厚い行政サービスをコンパクトなまちとして実現することが大切であります。

そこで、お尋ねを致します。第1点目は、現在の町の子育て支援事業にはどのようなものがあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の町の子育て支援事業には、どのようなものがあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町独自の子育て支援事業と致しまして、まず、医療費負担の軽減を図るため、18歳までの子どもの医療費を無料にする乳幼児等医療費助成事業を行っており、本年4月1日からは、対象を高校卒業年齢までに拡充しております。

次に、保育所の待機児童対策と致しまして、保育士不足の解消を図るため、保育所が人材紹介会社から紹介された保育士を採用する場合に支払う手数料の一部を補助する保育士確保対策補助事業を行っております。

また、乳幼児の発達支援と致しまして、本町では法定健診とされていない5歳児健診を平成26年から実施しております。この事業は県内でも本町を含め3市4町しか実施しておらず、その中でも早い段階で取り組んだ事業であり、発達特性の気づきの場となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。すこやか赤ちゃん出産祝い金の支給事業の取組など、氷川町の先進例である1番から6番までの子育て支援対策事業について、町はどう考えるのか。また、どう取り組み、取り入れていくのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の熊本県氷川町の子育て支援対策事業についてどう考えるのかについてのご質問のうち、すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業、物価高騰対策子育て支援臨時給付金支援事業、乳幼児対策事業、多子世帯子育て支援事業及び病児病後児保育事業について答弁をさせていただきます。

まず1つ目の出産祝い金支給事業でございますが、本町では国の事業である出産子育て応援給付金事業は実施しておりますが、町独自の支給事業は実施しておりません。仮に氷川町と同内容で実施するとすれば、令和4年度の出生数などから試算致しますと年間約1,500万円必要となることから、現在のところ実施することは難しいと考えております。また、3つ目の認可外保育所に対する補助につきましても本町には当該施設がないため実施しておりません。次に、2つ目の物価高騰対策子育て支援臨時給付金支援支給事業は、国の令和5年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しているとお伺いしております。本町におきましても、この交付金を活用して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に町独自に1万円を上乗せし、低所得の世帯等へ給付しております。4つ目の18歳未満の子どもがいる場合の第3子以降の保育料無料化と5つ目の病児・病後児保育利用料に関する事業につきましては、既に本町においても実施しております。特に病児・病後児保育利用料につきましては、中讃定住自立圏共生ビジョンの取組と致しまして、丸亀市の施設を利用した場合、丸亀市民と同じ利用料になるよう差額を助成しております。また、第2子の3歳未満児及び第3子以降の就学前の児童が高松市を除く県内の病児・病後児保育施設を利用する場合、利用料は無料となりますので、氷川町よりも手厚い子育て支援

事業が出来ていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の熊本県氷川町の子育て支援対策事業についてどう考えるのかについてのご質問のうち、結婚新生活支援事業補助金について答弁をさせていただきます。

本町では令和3年4月より国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図ることを目的に多度津町結婚新生活支援事業補助金制度を設けております。こちらの補助金制度は、議員のご質問にあります氷川町と同様に町内で結婚生活を送る夫婦に対し、婚姻を機に支払った住居費、引っ越し費用、住宅のリフォーム費用等の助成を行うもので、夫婦共に29歳以下の場合には60万円、39歳以下の場合には30万円を上限に補助を行っております。

その交付実績につきましては、令和3年度が5件で207万2,000円、令和4年度が7件で206万5,000円となっております。また、今年度につきましても継続して補助を行っており、令和5年8月末時点において2件で52万2,000円の交付決定を行っております。今後も当該補助事業につきましては、少子化対策支援事業の一環として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をしたいと思います。先ほど、この出産祝い金の支給事業では、多度津町では年間1,500万円が必要だということですが、町単独ではやっていないということでもあります。そういう意味におきまして、私は町単独でもこの1,500万円ではありますが、例えば補助の2分の1、これで750万円です。あるいは3分の1にしますと500万円。4分の1にしますと375万円でございます。このように、一遍に氷川町のモデルケースに合わすというんじゃなくて、多度津町として財政的な問題もありますが、このようにちょっとでも上乗せをし、若い人が多度津に住んで、やっぱり出産してよかったなあ、こういうことが必要だと思うんですから、これについて見解をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町は氷川町と比べまして、出生数が昨年で108人、氷川町では50人に満たないと聞いておりますし、待機児童はゼロと伺っております。本町におきましては限られた予算の中で、氷川町にはない問題、待機児童対策でありますとか、その他の問題が山積しておりますので、そういうところに予算を使っている状況でございます。議員がおっしゃって頂いたように、今後予算を少しでもそういう事業に回せるようであれば、財政と相談しながら検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

よろしく申し上げます。それでは、3点目でございます。遅れた日本の子育て支援で子どもへ不利益が生じ、国民の分断と対立を煽る岸田首相が自称する異次元の少子化対策について、世論調査では6割から7割の人が期待出来ない。これ改善するとは思えないと回答しておりますが、2転3転しており、結局、結論は年末まで先送りにしており、明らかなのは、医療、介護などへの歳出削減を行うことであることが、町としてはこのことについてどう考えているのか。そしてまた、国のメニューの1点目の児童手当、2点目の出産の経済的負担、3番目の育児負担、4番目の共働き・共子育て、5番目の高等教育費、これについての5項目の説明を求めますので、よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の国の異次元の少子化対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。国は、本年6月に発出された「こども未来戦略方針」の中で「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において実施する具体的な政策を掲げています。議員ご質問の国の5つのメニューについてご説明致します。まず、児童手当の拡充でございますが、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限の撤廃、高校生まで支給期間を延長、第3子以降の支給額を3万円に増額の3つを2024年度中に実施出来るよう検討することとなっております。

次に出産等の経済的負担の軽減につきましては、妊娠期からの切れ目ない支援と出産費用の負担軽減として出産・子育て応援給付金（10万円）の支給と出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引き上げとじていますが、これらは既に実施されております。さらに2026年度を目途に出産費用の保険適用の導入について検討することとなっております。

次に育児負担の軽減でございますが、妊娠期から出産・子育てまで多様なニーズに応じた支援に繋ぐ伴走型相談支援の継続的な実施や全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等が挙げられております。

次に共働き・共育ての推進につきましては、男性の育児休暇の取得促進や多様な働き方と子育ての両立支援として育児休業給付の給付率の引き上げ、また、育児休業を支える体制整備を行う企業に対する助成の拡充等の実施を目指しております。

最後に高等教育費の負担軽減でございますが、教育費の負担が理由で結婚や出産を躊躇わせないようにすることを目的と致しまして貸与型奨学金の減額返還制度の拡充、授業料の減免制度や給付型奨学金の支援拡充及び授業料後払い制度の導入とし、2024年度から実施が予定されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

異次元の少子化対策メニューを先ほど説明を頂きました。第1点目の児童手当、これ3人子どもがいれば総額が最大1,100万円になる訳でございますが、しかし、

1番上の子どもが高校を卒業した時点で子どもが2人所帯となり、現行と変わらない訳であります。1,100万円を受け取れるのは、3つ子の家庭、双子と年子で3人の子どもがいる家庭、こういうケースのみでございます。また2点目の出産の経済的負担、これは財源が私たち75歳以上の高齢者の保険料の引上げをして、これに回すということでございます。そういうことでは、ちょっと問題があると思います。3点目には育児負担でございますが、この保育現場からは安全が確保され、子どもの発達を保証するものになるのかが懸念をされているところでもあります。そしてまた、都市部では受皿を確保出来ない。こういう現実があります。4番目に共働きと子育てでございますが、給付金の増額は28日間のみと限定をされております。高等教育費でございますが、これは325万円から400万円に上げられましたけれどもこの奨学金の返済総額は変わらない。そして、授業料は後払いが可能になる。こういう内容でございます。そういう意味におきまして、問題があるのではないかと思います。

次に加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設についてであります。誰でも年齢を重ねると耳が遠くなって、周囲の音が聞こえなくなります。聴覚は日常生活に関わる様々な認知機能と関係しており、難聴があると認知症の度合いが高い傾向で知られております。難聴があると周囲と会話しなくなって、生活が不活発になりがちで社会的孤立に陥り、それ自体が認知症のリスクとなっております。難聴が認知症の最大危険因子となっているとの国際的な研究成果が出ております。WHO（世界保健機関）基準の26デシベル以上を難聴とした場合、65歳から69歳で3割から4割、70代で4割から7割、80代以上では8割になるという数字になっておりますと、高齢者の難聴の実態があります。その上で、社会的な孤立などを解決するためにも補聴器の利用は、一番簡便な方法であります。補聴器の調整には半年かかる場合もあり、しっかり訓練しながら必要な聴力を確保して、コミュニケーションがとれるような補聴器購入の補助制度を考えて欲しいとの町内からの難聴者の要望が多数寄せられているところでもあります。認知症については、予防、早期発見が重要であり、認知症予防を目的に補聴器購入の補助は出来ないのかとの意見も寄せられております。外部に音源がないのに音を感じるのが、耳鳴りであります。日本人全体の約3%の人が耳鳴りを感じており、約300万人が全国で医療機関を受診していると推計をされております。耳鳴りは難聴がきっかけで発生を致しております。音は鼓膜を振動させ、耳の奥の蝸牛という器官で電気信号に変換され、その信号が脳に届き、音として認識をされます。ところが、加齢性難聴や突発性難聴などで蝸牛の働きが衰えると、ある音域の電気信号が少なくなります。すると脳はその音域の電気信号を元に戻そうと過度に興奮し、もともとは聞こえない位の小さな信号を増幅して聞き取ってしまう。それが耳鳴りとして聞こえ、非常に静かな空間では、多くの人が耳鳴りを体験するのも同じ理由であると言われております。治療方法は

2つあり、1つは耳鳴りについてのカウンセリング、つまり説明で、聴覚検査や画像検査で脳の病気などの心配がないことを確認します。2つ目は補聴器を使った治療、つまり、補聴器のリハビリでございます。これで難聴があって不自由を感じている人が対象で希望する人に行われます。この補聴器リハビリは、3箇月程度の時間が必要だと言われております。治療には専門家のサポートが必要で「補聴器相談医」を公開しており、補聴器を購入する際にも専門医に相談した上で、認定補聴器技能者のいる専門店を選ぶことが大切であります。そこで、お尋ねを致します。第1点目には全国的に補聴器購入助成制度の創設をされておりますが、このような自治体が増えておりますが、県下では、補聴器の購入助成制度を創設している市町はどこかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の県下で補聴器助成制度を創設している市町についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県内において独自の補聴器助成制度を創設している市町はありませんが、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、障害福祉サービスの補装具費支給制度をご利用頂いております。この制度では、原則として費用の1割が自己負担となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、2点目でございます。町の健康診断で聴力検査を独自に実施すべきだと思いますが、このように実施をしているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の町の検診で聴力検査を独自に実施すべきだがしているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町が実施している検診のうち、聴力検査を含むものは、香川成人医学研究所において受検する人間ドックのみとなっております。定員は年間150名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。両耳に支給の制度にして欲しい。このような要望はありますが、いかがでしょうか。お尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の両耳支給の制度にして欲しいとの要望があるかどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては独自の補聴器助成制度は設けていないため、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となる補装具費支給制度についてお答え致します。補装具費の支給対象となる補聴器の個数は原則として1個ですが、職業上又は教育上の理由等で両耳とも補聴器を使用しなければ、耳の聞こえを補完できないと医師より

意見書の提出があった場合は対象としております。以上、答弁とさせていただきます。
議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。難聴者の町内の実態と実数は把握しているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の難聴者の町内の実態と実数は把握しているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

聞こえの程度には個人差があり、どの程度不便を感じている方を難聴者とするかの基準がないため、聴覚及び平衡機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方についてお答え致します。9月1日現在において手帳の交付を受けている方は61名で、うち52名の方が65歳以上の高齢者であるため、加齢による聴覚の低下により手帳交付の申請をする方が多い状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目をお尋ねします。言語聴覚士などによる相談制度を創設して、制度の拡充が必要だと思うが、どうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の言語聴覚士などによる相談制度の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では乳幼児とその保護者に対して言語聴覚士による「ことばの相談」を月1回開催しております。これは乳幼児健診時に発語の遅れが見られる子どもに対し訓練や指導を行うもので、聴覚に異常がある場合は、医療機関での精密検査を受けて頂いております。

高齢者や一般の方々を対象とした相談制度は実施しておりませんが、窓口等で聞こえづらさや補聴器購入について、ご相談があった場合は障害者手帳の取得や各種制度についてご説明しております。障害の認定基準に該当しない方につきましては、医療機関や補聴器販売業者の相談窓口をご利用頂いております。

因みに本町では補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開催しており、既に購入された方のアフターフォローが中心ではございますが、これから補聴器をお考えの方から簡単な相談については受け付け、検査等が必要な場合は、店舗の利用をご案内されているそうです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目を質問致します。新型コロナウイルスの感染拡大によるリモートワークや遠隔授業が広がり、新しい生活様式になじむのに難しい聴覚障害者でオンラインでの会議や授業は聞こえることが前提での参加のハードルが高く、マスクで相手の口下が隠れる。簡単なコミュニケーションもとりにくい。当事者からの配慮を求める声が上がっており、見えない障害として起きておりますが、どう考え対処する

のかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のリモートワークやオンライン会議にどう対処するかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

聴覚障害者に対する遠隔での意思疎通支援につきましては、令和3年度より香川県聴覚障害者福祉センターが、「ズームクラウドミーティング」を使用し、意思疎通を図る事業を行っております。この事業は、本町が実施する手話通訳者派遣事業に含まれるもので、事前に香川県聴覚障害者福祉センターへの利用登録と利用日以前に町への利用申請が必要になりますが、通信料以外の利用者負担なしで利用することが出来ます。利用に関する課題等につきましては、急な対応やセンターの夜間時間外での依頼は通訳者の調整が難しいなどが以前から挙げられておりますが、県内各市町及び香川県聴覚障害者協会と協議を現在も継続しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目をお尋ねを致します。補聴器購入費の助成金はどうするのか、そしてまた、対象者の年齢、助成額は購入費の何割か。また、上限額、これらを決めて予算化を検討すべきだがどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の補聴器購入費の助成金はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器購入費に対する助成制度につきましては、現在、本町独自の助成制度はなく、介護保険における福祉用具貸与の対象に補聴器が含まれていないことから、障害福祉サービスの補装具費支給制度のみであり、対象者は聴覚障害で障害者手帳をお持ちの方は、年齢制限はございません。

この制度は補装具の種類ごとに基準額が定められており、所得に応じて減免はありますが、原則費用の1割が自己負担となっております。

現時点では、県内でも独自の助成制度を創設している市町はなく、本町でも新たな助成制度の創設は考えておりませんが、近隣市町の動向や先進事例を参考に助成の在り方について研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に8点目でございます。補助の拡大と致しまして、医療費控除の保険適用にならないのかどうかをお尋ねを致します。

税務課長（西山 政有紀）

尾崎議員の医療費控除の適用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器購入にかかった費用については、医療費控除を受けられることが厚生労働省

と財務省によって承認されていますが、医師による診療や治療などのために必要な補聴器の購入費用が対象であり、医師の判断に基づく必要があります。

医療費控除の対象とする際には「補聴器適合に関する診療情報提供書」を医療機関にて記入してもらい、その診療情報提供書の写しと補聴器の領収書を基に申告を行うこととなります。

なお、購入に際し補助金等が出る場合は、助成された金額を差し引いて医療費控除の対象とすることになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に9点目でございます。汎用性が高い耳掛け型補聴器と個人の耳の形に合わせた耳穴型の補聴器がありますが、その他にも種類があるのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の耳掛け型補聴器と耳穴型補聴器の他にも種類があるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器の種類には、主には耳掛け型と耳穴型以外にポケット型があり、特殊なものではメガネ一体型や骨伝導型等があります。

ポケット型補聴器は、本体にイヤホンをコードで繋ぐもので、操作方法が簡単である一方、サイズが大きくコードが邪魔になる不便さもあるため、常時使用というより、会議の時やテレビを視聴する時など用途に合わせて使用されることが多い補聴器でございます。また、骨伝導型補聴器は、外耳や内耳の障害により補聴器の装着が難しい方が使用するもので、頭蓋骨を振動させることで音の信号を内耳から脳へ伝えるものでございます。

現在では補聴器メーカー各社から様々な種類の補聴器が発売されており、使い方や聞こえに合わせて自分にあった補聴器を選ぶことが大切でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上で補聴器の件について、是非この購入に際して、この助成制度を創設をして頂きたいと思っております。というのは、これから高齢化社会となっております。その意味におきまして、一人暮らしであるとか、お年寄りが1人ぼっちで社会から孤立をし、そしてその結果として認知症が増えると。こういう悪循環になっている訳でございます。そういう意味におきまして、是非、補助金制度を拡充し、そして購入助成制度を創設をし、そのことによって認知症の人数が増えるということは、これは医療費の町の財政負担が少なくなるということでございますので、是非実現をして欲しい。強く要望したいと思っております。

最後でございますが、コミュニティバスの運行・導入についてであります。去る7月25日（火）の鹿児島県指宿市の視察研修での指宿市のコミュニティバス、つまり

イッシーバスと言っておりますが、これについて指宿市から説明を受けました。指宿市の公共交通体系では、指宿市の人口が3万7,299人、我が多度津町は2万2,088人、面積が148.81平方km、多度津は24.39平方kmでございます。我が多度津町と比べますと人口が約1.7倍、面積は約6倍であり、陸上交通として1.鉄道2.路線バス、3.指宿市コミュニティバス、つまりイッシーバスでございます。それと4番目に指宿市の予約型乗り合いタクシー、つまり（あいタク）と呼ばれております。また、海上交通としての5.山川・根占航路、これはフェリー（なんきゅう）が就航しております。6点目には、鹿児島から種子島・屋久航路、高速船（トッピー）、この主要交通があるとのことであります。中でも指宿市のコミュニティバス（イッシーバス）は、1.高齢者等への交通手段の確保、2.交通空白地域の解消、3.交通事故の減少、4.環境対策の推進、5.健康づくり、生きがいくりの運行目的で、平成14年10月1日、指宿市において試験運行を開始され、令和2年4月には、大幅見直しによる新たな体系での運行開始がされました。今、4路線が2路線に変更されております。そして、週3回の運行。運賃は大人250円、小人130円、障害者手帳提示者は半額、運賃支払い方法は現金または、いわさきICカード、これはカードが11時から3時まで5%の割引となっております。そしてバスの回数券、これは額面3,000円でございますが、2,000円で販売をしております。つまり運賃が3割引ということでございました。これを市内14郵便局で販売しているそうでございます。因みに、指宿市民のみで、身分証明書、あるいは市外での乗降は出来ない、こういうことでございます。そして、鹿児島交通株式会社所有の小型バス、これは座席数が19、乗車定員が45名でございます。年間委託料は1,200万円、その他、指宿市予約型乗り合いタクシー（あいタク）は、イッシーバスの運行を廃止した地域の6路線、これは週3回、1日5便、週2回、1日6便の2地域がございます。これは運賃、大人は200円から500円。小人及び障害者手帳提示者は半額、そして現金払い、市内のタクシーが5事業者でございます。これ、セダン型のタクシーで年間委託料が285万5,730円、これに消費税でございます。つまり、313万1,270円となっております。このように公共交通に関する協議体は、1.指宿市地域公共交通活性化協議会、これは24名で構成されておりますし、2点目に広域的な協議会の地域公共交通法定協議会を目指しているそうでございます。そして、今後の在り方として1.乗務員や乗客の急速な減少化にあらゆるリソースの活用、2.新たな指宿市地域公共交通計画では、乗務員の確保策やスクールバス、病院の送迎車の活用など幅広く検討する。3点目に生活交通に加えて観光需要を満たす必要があり、生活交通との両立は永遠の課題とのことであったと報告を受けました。我が多度津町でも少子高齢化が急速に進みつつあり、運転免許証返納者の増加、買物難民、通院、通学、通勤のための交通手段の確保を目指し、公共交通の体系計画を1日も早く作成し、町民の交通権、移動権を保障するための検討を急がなければならないと指宿市のコミュ

ニティバス。つまり、イッシーバス及び指宿市の予約型乗り合いタクシー（あいタク）を大いに参考して、町の今後の公共交通の在り方について早急に検討すべきと考えます。

そこで、お尋ねを致します。第1点目に、今夏の猛暑が異常であり、平均気温は過去最高で1898年の統計開始以降となり、熱中症の重症化リスクが増し、医療が逼迫する可能性があり、今までの対策では不十分だと認識の必要性があります。そこで、今まで町内で熱中症で搬送された患者は何名で、月別・症状別では、どのようなであったのか。また、農作物・水産物の被害状況はどうであったのか。また、直近でのコロナ感染状況は、町内はどうかをお尋ねを致します。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の熱中症で搬送された患者は何名で、月別、症状別ではどのようなであったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度8月末日までの熱中症患者の搬送は39名であり、5月に1名、6月に7名、7月に19名、8月に12名でございました。症状別としては軽症が全体の54%、中等症が46%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の今年の異常な猛暑による農作物、水産物の被害状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農作物に関しましては、県農業経営課や香川県農業協同組合へ確認したところ、高い気温により微小害虫が平年よりも多い傾向にあるようですが、薬剤による防除で対応出来ていることから明確な被害は確認されていないようでございます。また、夏場の高温と多雨により、今後、水稻の紋枯病の発生がやや多くなる可能性があるとのこととございます。

水産物に関しましては、町内3漁業協同組合へ確認したところ、高温の環境下では漁獲した魚を生かしたまま運搬することが難しく、現地で締めてから運搬せざるを得ないことから、魚を締めるのに必要な手間暇がかかり、運搬に必要な氷等に余分な出費が発生し、さらに活魚よりも販売の単価が落ちるといった点でも収入に打撃となっているようでございます。加えて、ここ数年は海水温の上昇により魚の生息状況にも変化が生じており、主要な漁獲対象であった魚種は漁獲量が減少し、一方で商品価値に乏しいアイゴ等のこれまではあまりいなかった魚種の数が増えているとの情報も寄せられております。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の直近の町内のコロナ感染状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、発生状況の集計方法が全数把握から定点把握に移行し、月曜日から日曜日までの7日間に届出のあった件数を県が翌週金

曜日に発表しており、内訳についても市町ごとであったものが、保健所管内ごとに変更されております。そのため、本町の感染者数は把握出来ませんが、直近の8月28日から9月3日までの感染者数は、県全体で709人、定点当たり15.09人、中讃保健所管内では244人、定点当たり16.27人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

コロナウイルス感染がまだ続いております。私もつい最近、知り合いの方の娘さんがICUに入り、お亡くなりになりました。このように私たちの身近で、本当に、コロナウイルスで若い命を落とすと、こういう風なことが身近に起こっています。これは他人事ではなく、本当にこれからそういう対策を町としても十分にとって頂きたいと思います。

最後になりましたが、2点目にCO2削減、そして、地球温暖化防止のための公用車の電動化、コミュニティバスの導入、運行による交通弱者の足の確保、また、伝建地区の指定、北前船の寄港地としての生活交通と町内観光の来訪者のための脱炭素社会での町役場を中心としたコミュニティバスの公共交通計画の検討及び地域の公共交通法定協議会を設立し、「人が動けば物が動く。お金が回る。」このように、町の循環型交通体系に見直す時期に来ていると思っておりますが、町の見解をお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の町の循環型交通体系の検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご提案のバスを始めとした公共交通機関は一度に多くの人を運ぶことが出来るため、1回の輸送当たりのCO2排出量が少ない輸送手段でございます。バスの他にも鉄道等の公共交通機関の利用を促進することは、脱炭素社会に向けた有効な取組であると考えております。

また「生活のための交通」のみならず、観光客の方も利用出来るようにすることで観光の利便性が向上し、地域経済の活性化にも繋がるものと考えられますが、「生活のための交通」と「観光のための交通」は、運行ルートや運行間隔に対するニーズが一致しない場合も多く、両立するためには多くの課題があります。

本町におきましては、昨今、運転免許証の自主返納が増加してきていること等を鑑み、まずは「生活のための交通」を検討すべきであると考えております。しかしながら、コミュニティバスにつきましては、導入に活用出来る国庫補助等の財源がないことや高齢者の方々は停留所まで歩くことが難しい点等を勘案し、現時点での最適な制度は高齢者福祉タクシー事業であるとして事業を実施しております。

また町内には、鉄道・フェリー・タクシーといった住民にとって欠かすことの出来ない公共交通機関がございますが、現在、公共交通は人口減少の進行による利用者の減少や運転士等の慢性的な不足を課題として抱えており、これらの課題は新たな

公共交通の導入時においても課題となることから、今後の交通施策につきまして、新たな公共交通の導入のみならず、既存公共交通の確保・維持についても併せて検討していく必要があると考えております。

現在、県におきまして、仮称ではございますが「香川県地域公共交通計画」の策定が進められており、交通施策の検討につきましては、近隣市町を始めとした県内市町との協議や連携、情報収集等が必要であると考えておりますので、本年度中に策定される県の計画を勘案しながら、今後の交通施策の研究に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後でございますが、これは地域公共交通の具体化が問われている課題でもあり問題でもあります。今、我が多度津町は、ゼロカーボンシティ宣言を致しております。そして、大きくても変わらない自治体と違い、私たちのような小さな町は、地域の持つ自然資源を活用して、地域内での経済循環を実現出来る小規模自治体の優位性が自慢出来る訳でございます。そこで令和4年度を見ますとこの福祉タクシーを利用しているというのが3万1,856枚、つまり500円券で20枚ですが1,592.8人が利用していることになっております。タクシーが1,592万8,000円でございます。そして「チョイ来た号」が81万5,291円でございます。合わせますと1,674万3,291円が支出をされている訳でございます。これは、鹿児島島の指宿市と比べましても、大きな金額になっております。こういう意味におきまして、年間委託料なり、あるいは予約型の乗り合いタクシーをしてでも有料にはなりますけれども、このようなことを是非考えていかなければ、町役場も遠いという皆さんの切実な声もあります。そういう意味におきまして、是非これを実現して頂きたいと思っております。因みに、このコミュニティバスの運行、あるいは公共交通計画の検討及び法定協議会を設立して頂きたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ご協力有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて、散会を致します。

ご一同、ご起立申し上げます。礼。

お疲れ様でした。

散会 午後3時11分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年9月14日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記